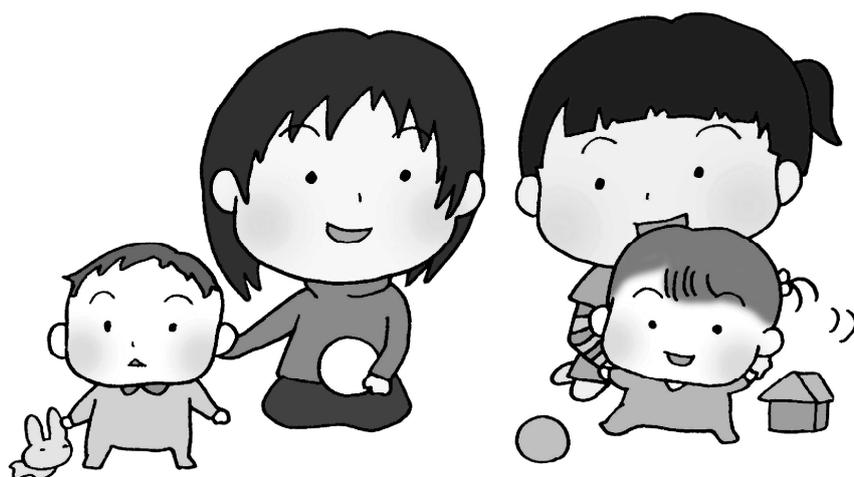


王寺町
子ども・子育て支援事業計画



平成27年3月
奈良県王寺町

はじめに

国・県ともに出生数の減少や少子化の進行が懸念される中、王寺町における出生数は平成22年以降増加傾向にあり、人口に占める15歳未満の割合も、平成22年から平成26年にかけて上昇しています。



これは、平成17年に策定した「王寺町次世代育成支援行動計画」及び平成22年に策定した同後期計画に基づき、皆さまの協力のもとに進めてきた子育て環境の整備が、一定の評価を得たことによるものと考えられます。また同時に、近年のマンション建設や住宅地の開発等により、若い世代の転入が増加したことによる影響も大きく、今後も引き続きこの傾向を維持していくためには、結婚、妊娠、出産、子育てのそれぞれのステージにおける切れ目のない支援の一層の充実が求められるところです。

国では、平成22年以降、少子化社会対策会議において、幼児期の教育・保育、及び地域の子ども・子育て支援の拡充を図るための新しい制度の検討が進められ、平成27年4月より、この新制度が実施されることとなりました。これを受け、王寺町においても、この度、新たに「王寺町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。今後はこの計画に基づき、「暮らし満足度」県内トップを目指し、誰もが子どもを生き育てやすく、子どもと子育てする保護者のいずれもが喜びを実感できるまちづくりに取り組んで参ります。

つきましては、計画の推進にあたり、皆さまのご理解と一層のお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、「王寺町子ども・子育て会議」において熱心にご審議を重ねていただきました委員の皆さまをはじめ、計画策定のためのアンケート調査にご回答いただきました保護者の皆さまや、ご協力をいただきましたすべての関係者、関係機関・団体の皆さまに、心からお礼を申し上げます。

平成27年3月

王寺町長 平井 康之

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨	2
2. 計画の法的根拠と位置付け	3
3. 計画の対象	4
4. 計画の期間	4
5. 計画の策定体制	4

第2章 王寺町子ども・子育てを取り巻く現状

1. 統計に見る王寺町	6
2. 次世代育成支援行動計画（後期計画）の検証	18
3. ニーズ調査結果	21
4. 現状と課題のまとめ	36

第3章 計画の理念と施策の体系

1. 基本理念	38
2. 基本的な視点	38
3. 基本目標	39
4. 施策の体系	40

第4章 事業量の見込みと確保の方策

1. 区域の設定	42
2. 量の見込みと確保の方策	42

第5章 施策の展開

1. 教育・保育と子育て支援の充実	62
2. 子どもと親の健やかな成長の促進	67
3. 安全・安心な環境づくり	75
4. 地域と社会による子育て支援	80
5. 王寺町における各ステージごとの新規事業	84

第6章 計画の推進体制

1. 庁内の推進体制	88
2. 地域における推進体制	88

第7章 資料編

1. 王寺町子ども・子育て会議条例	90
2. 王寺町子ども・子育て会議委員名簿	92
3. 計画の策定経過	93
4. 計画策定についての諮問書・答申書	94
5. 用語集	99

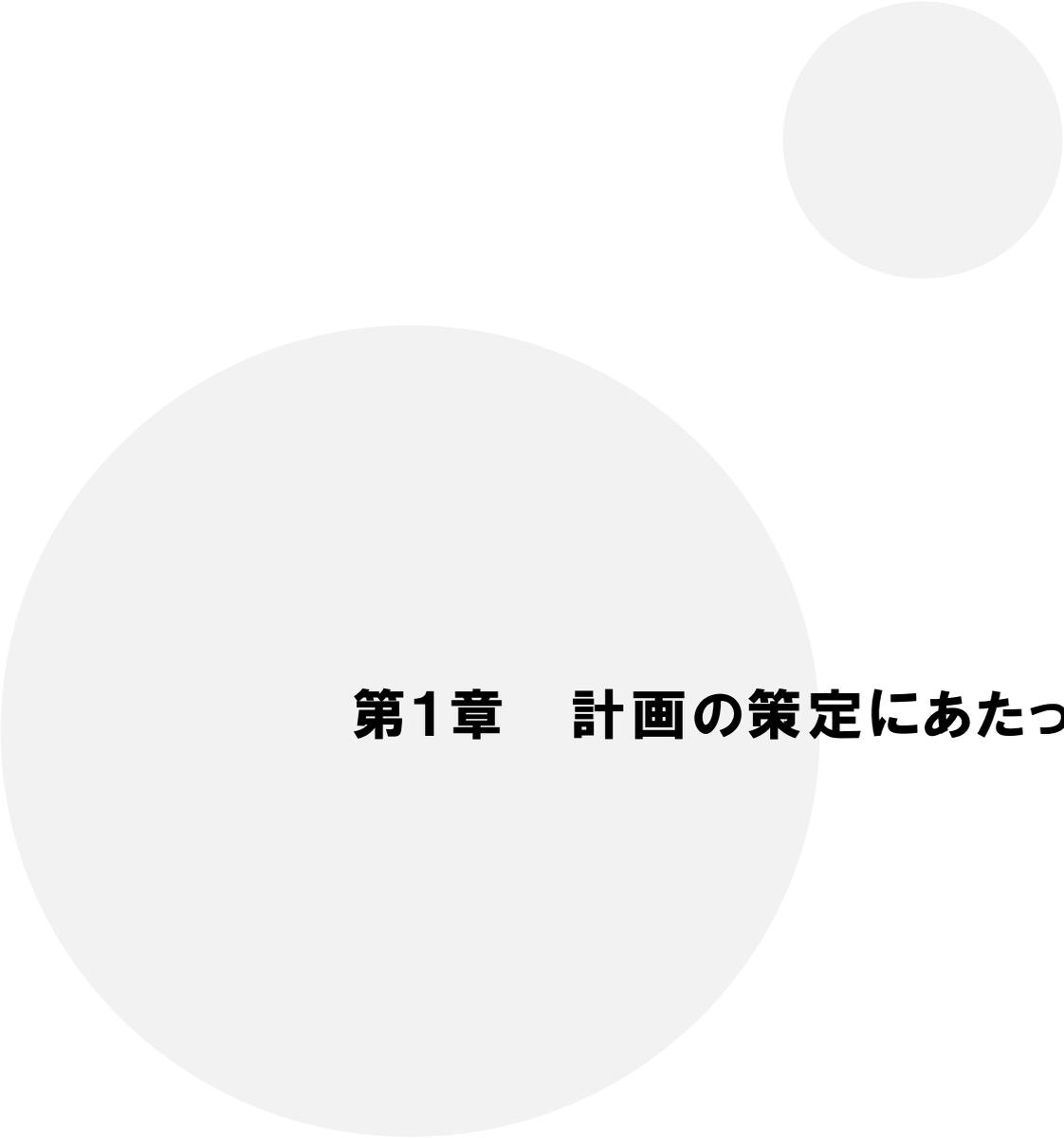
【児童等の表記について】

王寺町子ども・子育て支援事業計画では、児童等の表記を下記の通りとします。なお、中学生については、学校教育法における区分との混同を避けるため、特に「生徒」と表記する場合があります。また、事業名・制度名等については、その事業・制度における表記に従います。

児童福祉法における定義	1歳未満		1歳から小学校就学の始期に達するまで		小学校就学の始期から18歳に達するまで		
	児童						
	乳児		幼児		少年		
本計画における表記	生後1ヶ月(4週間)まで	1歳未満	1歳から小学校入学まで		小学校に在学	中学校に在学	中学校卒業から18歳まで
	児童						
	就学前児童				就学している児童		
	乳児		幼児		小学生	中学生	
	乳幼児				小・中学生		
	新生児					[生徒]	

【延べ人数の単位について】

事業等の実績や量の見込みにおける延べ人数の単位は、国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」に従い、「人日」「人回」の単位を使用しています。



第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

平成17年に1.26にまで下がったわが国の合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に生む子どもの平均数）は、その後回復傾向を示し、平成25年には1.43となっています。しかし、依然として人口を維持するのに必要とされる2.08を大きく下回っており、人口減少への歯止めはかかっていません。一方で、夫婦が理想とする子どもの数と実際の子どもの数の間には開きが見られ、その理由として、子育てに関する不安や仕事と子育ての両立に対する負担感があることが指摘されています。また女性の社会進出に伴う低年齢時からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景として子育てに不安を抱える保護者の増加等、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けています。

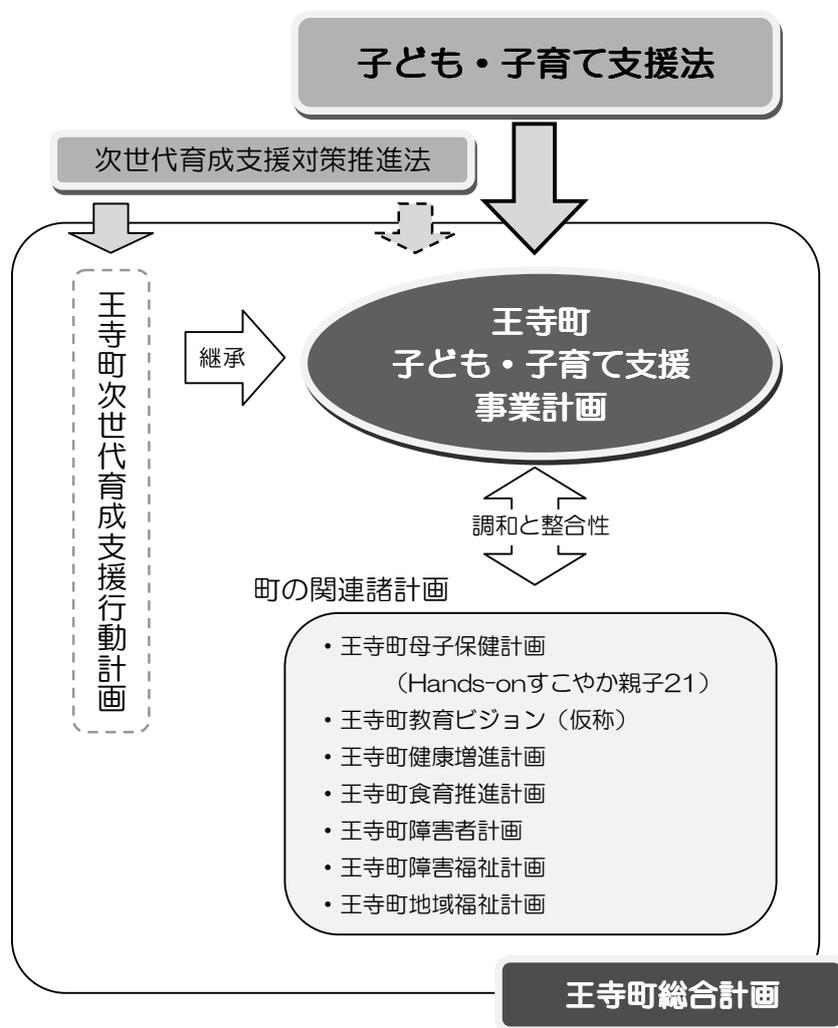
国では、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき取組を進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成22年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討が始まりました。そして平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善等が盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が成立しました。3法では、新たな制度のもと、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、制度・財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充と質的向上、地域における子育て支援等を総合的に推進していくことが求められています。

王寺町では、「王寺町次世代育成支援行動計画（前期計画）」に続き、平成22年に「王寺町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、『未来をつくる子どもが安心して夢を育むまち』を基本理念として、行政と地域や社会が一体となった支援に取り組み、子どもが夢を持って健やかに育つまちづくりを進めてきました。しかし、王寺町においても少子化や世帯規模の縮小、共働き家庭の増加に伴う保育ニーズの増大等、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

これら、国の動向と地域の情勢を踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを地域や社会全体で支援することにより、子どもの利益を最大限確保しながら、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進を目的に、「王寺町子ども・子育て支援事業計画」（以下、本計画という）を策定しました。

2. 計画の法的根拠と位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき定める市町村子ども・子育て支援事業計画であり、平成37年度まで延長された次世代育成支援対策推進法の内容を一部含むとともに、町の最上位計画である「王寺町総合計画」のもと、「王寺町母子保健計画」をはじめとする福祉・教育に関する町の諸計画との調和と整合性を保つものとしします。



3. 計画の対象

本計画の対象は、概ね妊娠期から乳幼児期を経て18歳までの子ども及びその保護者とします。

4. 計画の期間

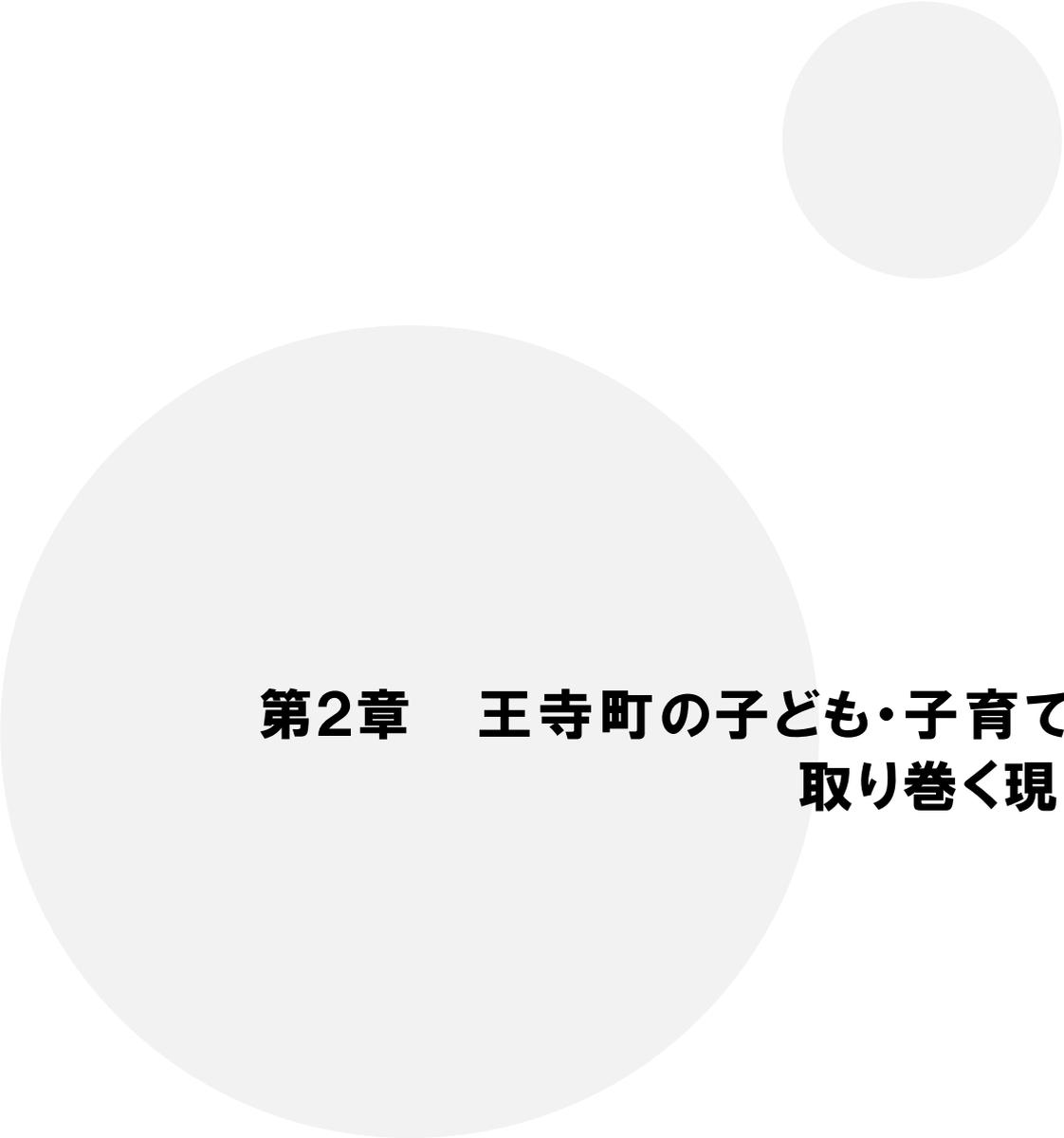
本計画の期間は、市町村子ども・子育て支援事業計画について5年を一期とすると定めた「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、平成27年度から平成31年度までの5か年とします。

なお、期間中であっても、状況の変化等により必要が生じた場合は、計画の見直しを行うものとします。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
王寺町子ども・子育て支援事業計画（本計画）						
				次期計画の策定	（次期計画）	

5. 計画の策定体制

本計画は、町内の就学前児童及び小学生を持つ保護者を対象としたニーズ調査、庁内を対象としたヒアリング調査等の結果を踏まえ、「王寺町子ども・子育て会議」での審議を経て策定しました。

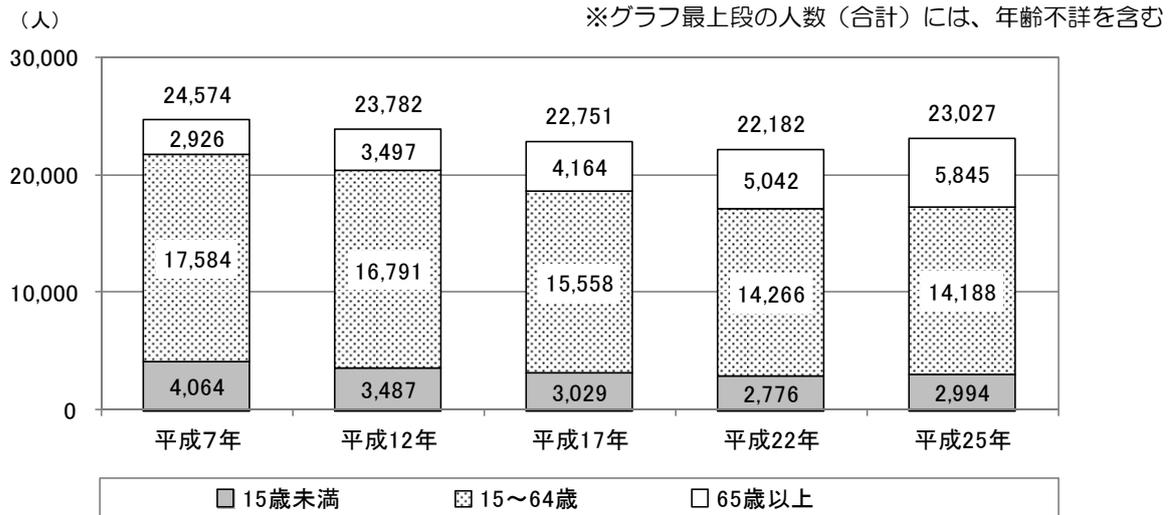


第2章 王寺町の子ども・子育てを 取り巻く現状

1. 統計に見る王寺町

(1) 総人口と年齢3区分別人口の推移

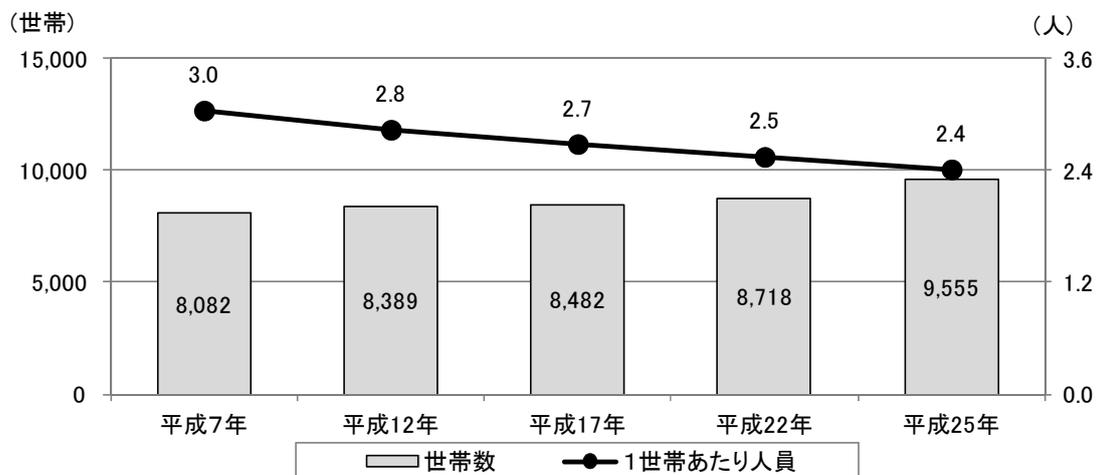
王寺町の総人口は、平成7年から平成22年にかけて減少傾向にありましたが、平成25年10月1日現在の住民基本台帳人口は23,027人で、平成22年よりも増加しています。



資料：平成7年～平成22年は国勢調査 平成25年は住民基本台帳（10月1日）

(2) 世帯数と1世帯あたり人員

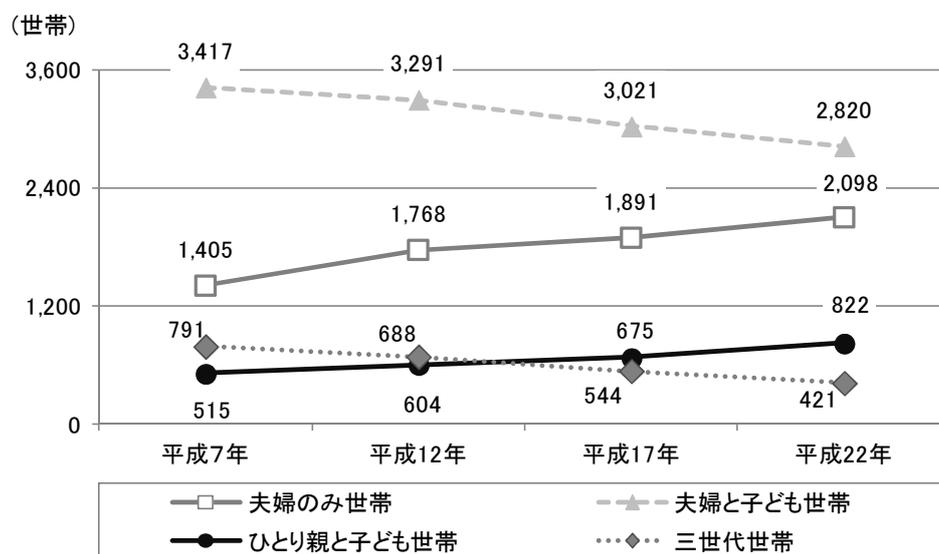
王寺町の世帯数は、平成7年以降、増加しており、平成25年には9,555世帯となっています。一方、1世帯あたりの人員は徐々に減少しており、平成25年には2.4人となっています。



資料：平成7年～平成22年は国勢調査 平成25年は住民基本台帳（10月1日）

(3) 家族類型別世帯数の推移

王寺町の家族類型別世帯数は、平成7年以降、「夫婦と子ども世帯」や「三世代世帯」が減少傾向にあるのに対し、「夫婦のみ世帯」や「ひとり親と子ども世帯」は増加を続けており、平成22年の「夫婦のみ世帯」は2,098世帯、「ひとり親と子ども世帯」は822世帯となっています。

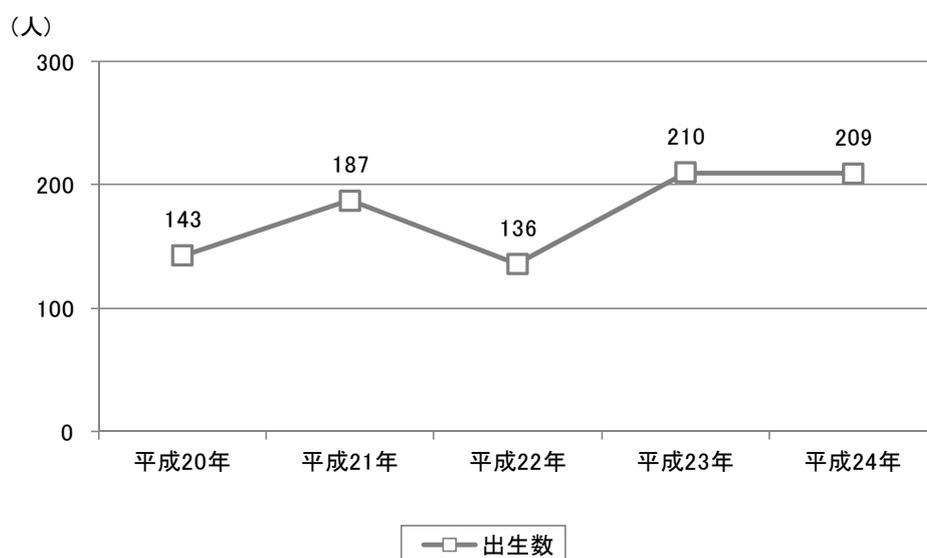


資料：国勢調査

※三世代世帯：世帯主との続柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯

(4) 出生数

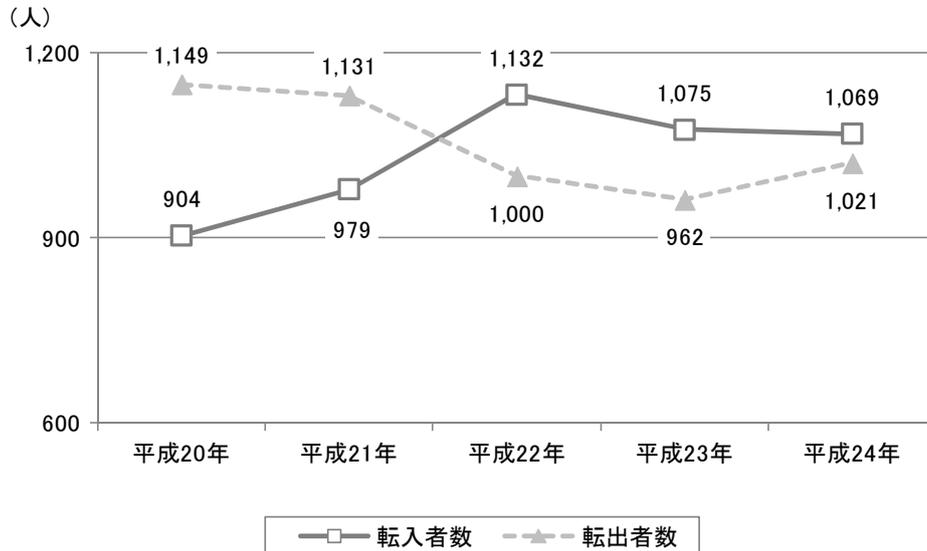
平成20年から平成24年にかけての出生数は、平成22年に前年より51人減少したものの、概ね増加傾向にあり、平成24年には209人となっています。



資料：奈良県

(5) 転入者数・転出者数

転入者数は平成20年から平成22年にかけて増加し、平成22年には転出者数を132人上回る1,132人が転入しています。その後、転入者数はやや減少し、平成24年の転入者数は1,069人、転出者数は1,021人となっています。

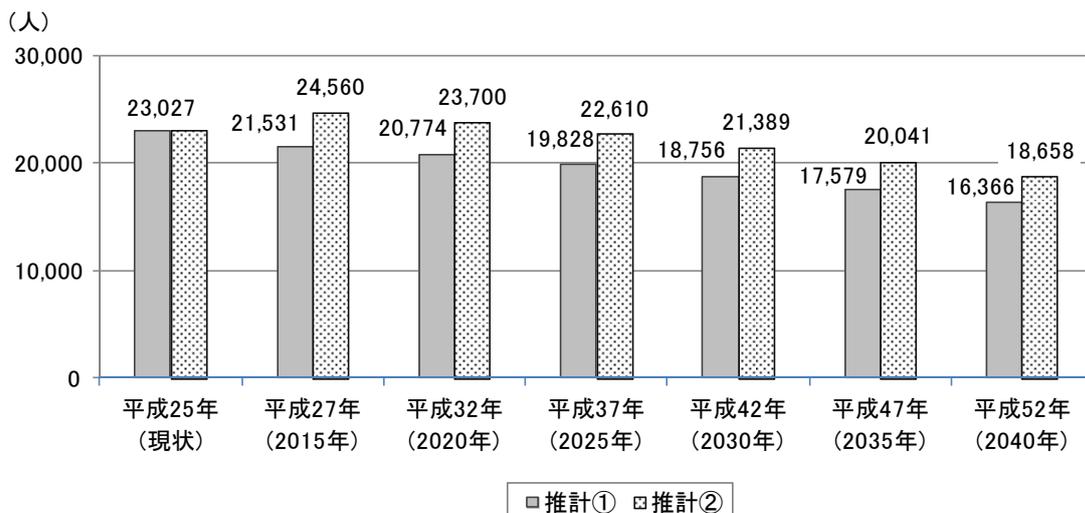


資料：奈良県

(6) 将来人口推計

将来人口については、開発による人口増を見込まなければ（「推計①」）、平成25年以降減少傾向となっており、平成37年（2025年）には2万人を割ることが予測されます。

一方、開発による人口増を見込んだ場合（「推計②」）、平成27年（2015年）には24,560人まで増えますが、その後は減少が予測されます。



資料：国立人口問題研究所、王寺町住民課

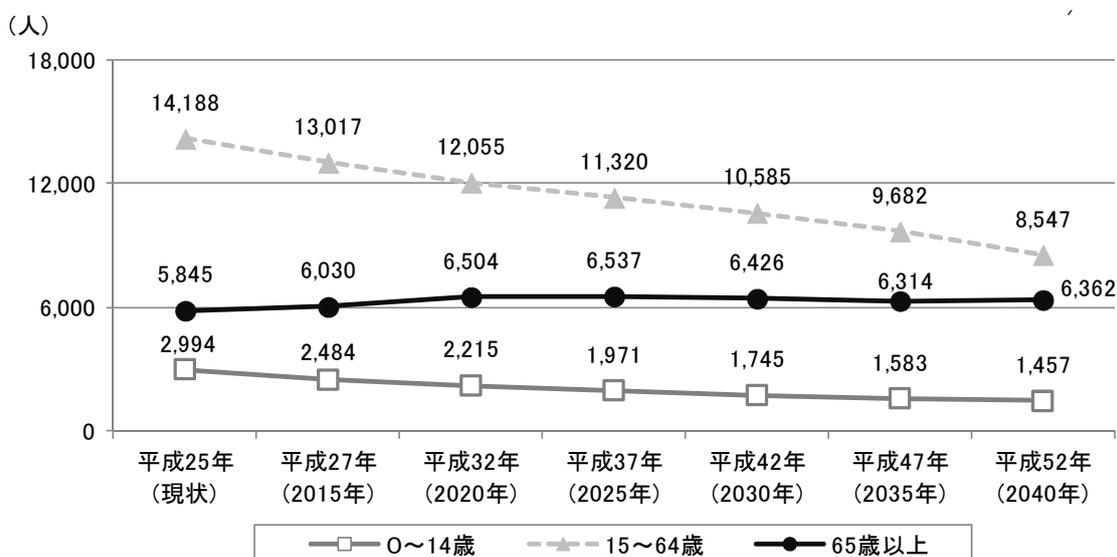
※「推計①」は国立人口問題研究所による推計値、「推計②」は現在の人口から開発による増加分を踏まえ王寺町住民課が算出

(7) 年齢3区分別将来人口推計

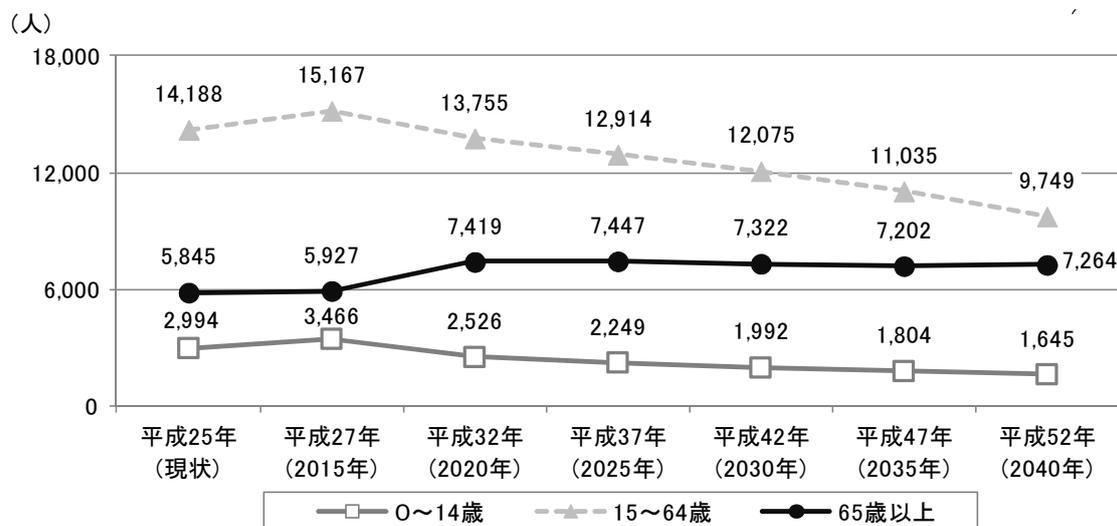
年齢3区分別の将来人口については、開発による人口増を見込まなければ(「推計①」)、平成37年(2025年)には「0~14歳」の人口は2千人を割ることが予測されます。

一方、開発による人口増を見込んだ場合(「推計②」)は、平成42年(2030年)には2千人を割ると予測されます。

推計①: 国立人口問題研究所による推計値

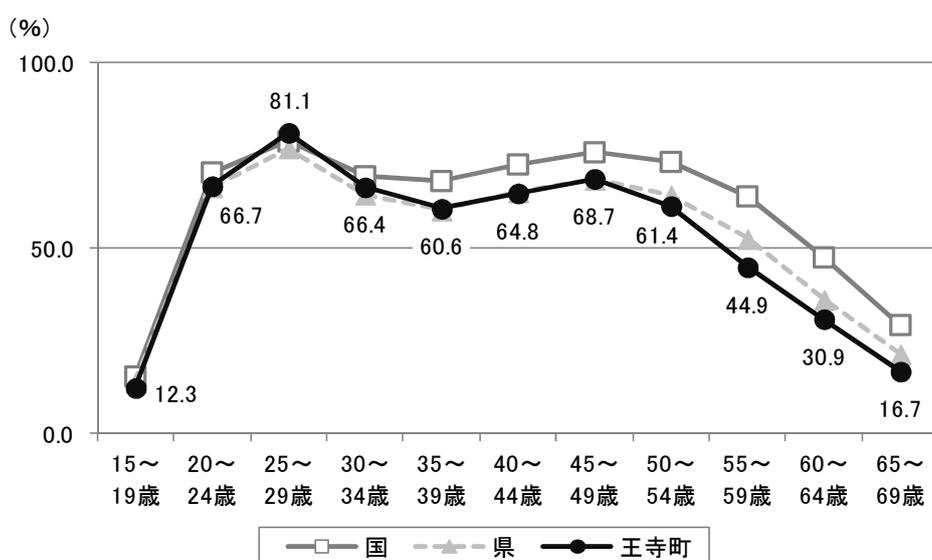


推計②: 現在の人口から開発による増加分を踏まえた推計値



(8) 女性の5歳年齢階級別労働力率

年齢を横軸に折れ線グラフにすると、一般にM字を描くとされる女性の労働力率（人口に占める労働力人口の割合）は、王寺町においてもその傾向が見られ、25～29歳では国や県を上回っているものの、35～39歳から45～49歳までは県と同程度、50歳以降は県の値を下回っています。（グラフ内の数字は、王寺町の女性の労働力率）

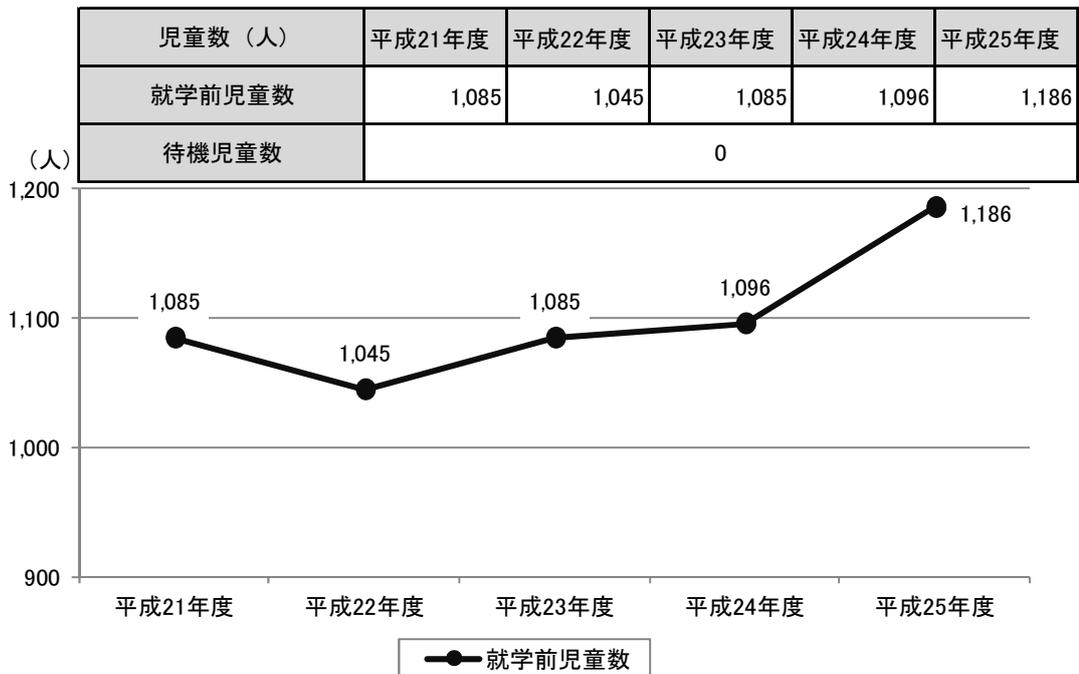


資料：平成22年 国勢調査

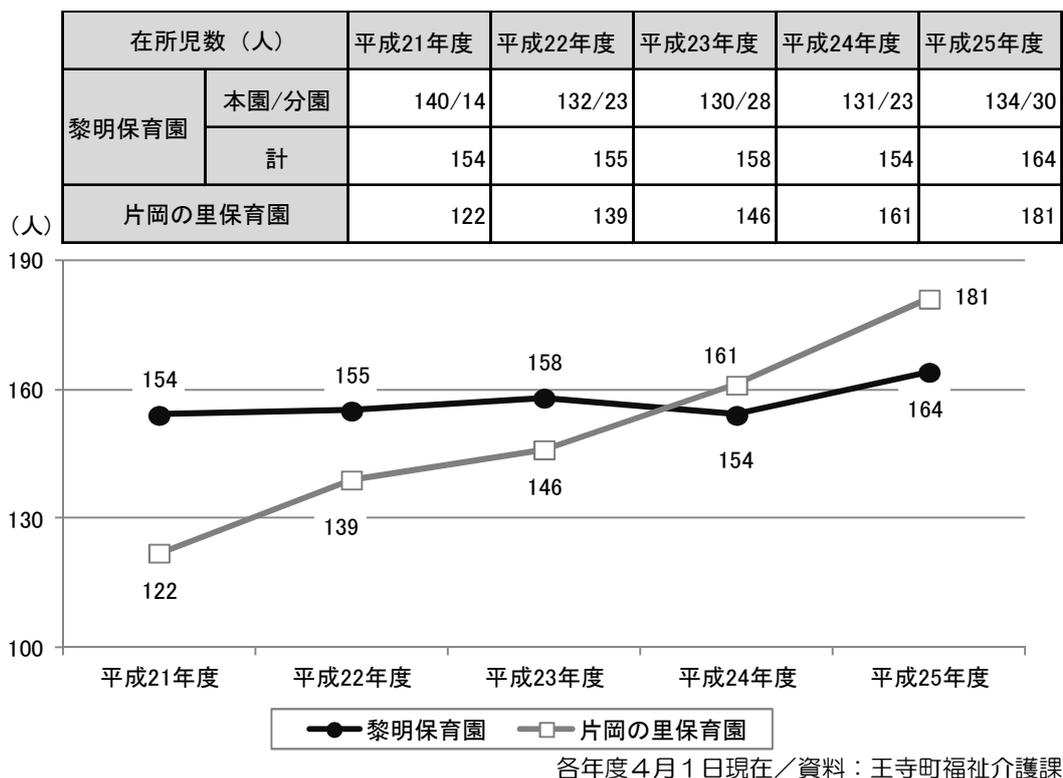
(9) 就学前児童数の推移

王寺町の就学前児童数は平成22年度以降増加しており、平成25年4月1日現在1,186人となっています。また、町内にある2つの保育所のうち、片岡の里保育園の在所児数は、平成21年度の122人から平成25年度には181人と、大きく増加しています。

■就学前児童数・待機児童数の推移



■保育所の児童数（在所児数）の推移



(10) 延長保育・一時保育等の状況

平成21年度から平成25年度にかけて、王寺町では黎明保育園と片岡の里保育園の2園で延長保育を実施しているほか、一時保育・特定保育・休日保育を黎明保育園で、病児保育（体調不良児型）を片岡の里保育園で実施しています。

それぞれの事業の利用数については年度ごとに変動がありますが、特定保育や休日保育は、平成23年度以降、増加の傾向が見られます。

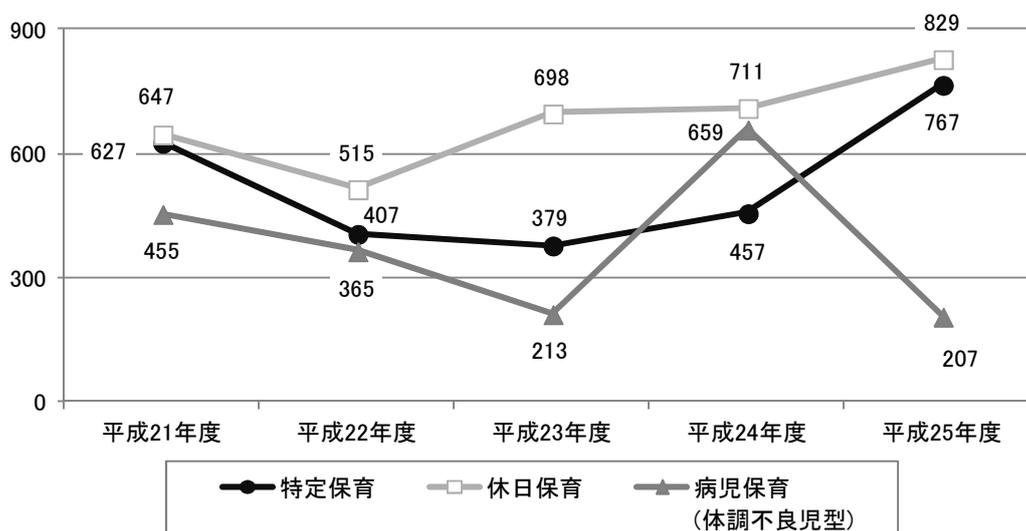
■延長保育・一時保育等の利用状況

延べ利用数 (人回)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	実施施設
延長保育	29,207	30,614	31,855	30,544	29,743	黎明保育園 片岡の里保育園
一時保育	3,915	3,823	4,188	3,404	3,386	黎明保育園
特定保育	627	407	379	457	767	
休日保育	647	515	698	711	829	
病児保育 (体調不良児型)	455	365	213	659	207	片岡の里保育園

各年度4月1日～3月31日／資料：王寺町福祉介護課

■特定保育・休日保育・病児保育の利用状況

(人回)



各年度4月1日～3月31日／資料：王寺町福祉介護課

(11) 地域子育て支援拠点事業の状況

王寺町では、地域子育て支援拠点事業として「すくすく広場」を開設しており、平成25年度の町内の利用者は、大人446人・子ども535人の計981人となっています。

町内の利用者の延べ利用人数は11,890人で、里帰り等による町外利用者の延べ利用人数305人と合わせると、12,195人となります。

■すくすく広場実施状況

	実施数 (回)	利用区分	町内利用者			町外利用者
			新規登録数 (人)	利用実数 (人)	延べ人数 (人)	延べ人数 (人)
平成21年度	471	大人	118	346	4,937	47
		子ども	139	385	5,456	65
		合計	257	731	10,393	112
				利用者計	10,505	
平成22年度	474	大人	108	134	5,666	193
		子ども	147	180	6,494	109
		合計	255	314	12,160	302
				利用者計	12,462	
平成23年度	464	大人	203	374	4,977	230
		子ども	269	483	5,982	111
		合計	472	857	10,959	341
				利用者計	11,300	
平成24年度	474	大人	148	415	5,196	247
		子ども	167	476	6,242	142
		合計	315	891	11,438	389
				利用者計	11,827	
平成25年度	474	大人	253	446	5,354	178
		子ども	285	535	6,536	127
		合計	538	981	11,890	305
				利用者計	12,195	

各年度4月1日～3月31日／資料：王寺町保健センター

(12) 乳幼児健康診査の状況

乳幼児健康診査は、4か月児健診・10か月児健診・1歳6か月児健診・3歳6か月児健診の4回実施しており、平成21年度から平成25年度にかけては、いずれも100%に近い受診率です。

■乳幼児健診実施状況

4か月児	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
回数(回)	10	10	10	10	12
対象者(人)	183	149	199	215	221
受診者(人)	180	146	194	211	218
受診率(%)	98.4	98.0	97.5	98.1	98.6

10か月児	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
回数(回)	10	10	10	10	12
対象者(人)	178	164	195	208	225
受診者(人)	169	161	192	204	221
受診率(%)	94.9	98.2	98.5	98.1	98.2

1歳6か月児	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
回数(回)	7	7	8	8	9
対象者(人)	142	191	168	204	224
受診者(人)	138	186	164	199	216
受診率(%)	97.2	97.4	97.6	97.5	96.4

3歳6か月児	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
回数(回)	8	8	7	8	7
対象者(人)	182	192	158	210	180
受診者(人)	160	177	146	200	171
受診率(%)	87.9	92.2	92.4	95.2	95.0

各年度4月1日～3月31日／資料：王寺町保健センター

(13) 訪問事業の状況

妊産婦・新生児訪問事業の平成25年度の訪問数（延べ人数）は53人回、母子訪問事業の平成25年度の訪問数（延べ人数）は22人回です。

平成22年度より保健センターにおいて「すくすく相談」を実施し、来所による相談が増加したことにより、いずれの事業も平成21年度と比べるとやや減少が見られます。

■妊産婦・新生児訪問

妊産婦・新生児訪問	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
回数(回)	64	62	53	54	53
対象者(人)	72	72	53	54	51
実人数(人)	67	56	51	51	51
延べ人数(人回)	73	62	53	54	53

各年度4月1日～3月31日／資料：王寺町保健センター

■母子訪問

母子訪問	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
回数(回)	20	7	6	21	22
実人数(人)	27	9	22	21	21
延べ人数(人回)	31	11	24	21	22

各年度4月1日～3月31日／資料：王寺町保健センター

(14) 平成25～26年度の新たな取組

平成25年度から26年度にかけて、王寺町では片岡の里保育園における園舎増築への補助や、黎明保育園における保育面積確保のための王寺町土地開発公社所有の土地の貸与、保育所に通う在園第2子目の0歳～2歳の保育料を全額減免とするなど、保育の受け入れ環境の整備と保育を必要としている家庭の経済的支援を進めています。

幼稚園においては、王寺幼稚園や王寺北幼稚園に加え、王寺南幼稚園に新たに通園バスを導入したほか、平成26年9月からは各公立幼稚園において預かり保育を実施し、保護者の子育て支援に努めています。

公設の学童保育においては、保育時間を18時まで拡充し、土曜日の開所についても、月1回から毎週開所へと拡充しました。また、公設の学童保育を同時に利用する第2子目以降の保育料を全額減免とし、経済的負担の軽減を進めました。

また、小・中学生への医療費助成の適用範囲をこれまでの「入院」から「通院」まで広げたほか、小・中学校の校舎の非構造部材の耐震化や幼稚園の園舎の窓ガラスの飛散防止対策を進めるなど、子どもや保護者が安心して過ごせる環境づくりを進めています。

	乳幼児対象	小・中学生対象
保育環境の整備	幼稚園における預かり保育の実施	学童保育の充実
	保護者の子育て支援のため、町内公立幼稚園において教育終了時間から16時までの預かり保育を実施しました。	各小学校で開設している学童保育の保育時間を18時まで拡充しました。また土曜日の開所についても、月1回から毎週開所へと拡充しました。
	片岡の里保育園の増築	
	待機児童対策として実施される園舎増築工事について補助を行います。	
	黎明保育園の保育環境の充実	
	保育面積を拡充のため、町土地開発公社所有地を貸与しました。	
教育環境の整備	通園バスの導入	雪丸サポートスクール(寺子屋塾)の実施
	利便性向上や保護者の送り迎えの負担軽減のため、王寺幼稚園、王寺北幼稚園に加え、王寺南幼稚園にも通園バスを導入しました。	地域の経験豊富な人材を活用し、町内の小・中学生の学力及び学習意欲の向上を図ることを目的に、宿題や予習・復習、プリントによる学習等を行っています。
	幼稚園のホームページを開設	十津川村体験活動の実施
	各幼稚園の特色ある取組や園行事等を発信するため、ホームページを開設しました。	十津川村での民泊を中心とした農村体験と、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」を散策する体験活動の実施を始めました。
	英語力強化事業	
	各幼稚園での英語体験活動の日数を拡充しました。	各小学校において小学1年生から実施している英語活動の時間を拡充しました。
	教育ビジョンの策定	
将来の王寺町を担う子どもたちが未来に向かって健やかに成長していくよう、確かな学力、豊かな心、たくましい身体をバランスよく育てることを目標に「王寺町教育ビジョン」の策定を進めています。		
経済的負担の軽減	予防接種費用の助成	子ども医療費の適用範囲の拡大
	子どもたちの命を守るため、新たに3種の予防接種費用の助成制度を創設しました。(ロタウイルス予防接種、おたふくかぜ予防接種、B型肝炎予防接種)	小学校入学から中学校卒業までの就学している児童への医療費助成の適用範囲をこれまでの「入院」から「通院」まで拡大しました。
	第2子目の保育料減免	
保護者の経済的負担を軽減するため、保育所に通う在園第2子目の0歳から2歳児の保育料を全額減免としました。	保護者の経済的負担を軽減するため、公設の学童保育を同時に利用する第2子目以降の保育料を全額減免としました。	
安心と安全の確保	園舎のガラス飛散防止	校舎の非構造部材の耐震化
	王寺北幼稚園・南幼稚園の窓ガラスへの飛散防止フィルムの貼付けにより、災害時等の窓ガラスの破片の飛散を防止する対策を行いました。(王寺幼稚園は、強化ガラス導入済み)	町内の小・中学校の非構造部材(天井、外・内装材、窓ガラス、家具、照明器具等)の耐震化を行いました。
	幼稚園の遊具改修	校舎へのユニバーサルトイレの設置
	幼稚園に設置されている遊具での事故を未然に防止するため、改修や新設を行いました。	災害時の避難場所にも指定されているすべての学校校舎に、高齢者や障害のある人も利用しやすいユニバーサルトイレ(多目的トイレ)を設置しました。
	「老人・子ども110番の家」の旗の設置	
旗の老朽化と設置世帯の状況変化に対応するため、地域の自治会の協力を得て、老人や子どもを事件・事故から守るための目印「老人・子ども110番の家」の旗の更新と再設置を進めています。		

2. 次世代育成支援行動計画（後期計画）の検証

（1）特定12事業についての検証

平成22年に策定した「王寺町次世代育成支援行動計画（後期計画）」において設定した次世代育成支援対策推進法・特定12事業の目標値に対する平成26年度（4月現在）の確保値は、次ページの表の通りです。

通常保育事業については、黎明保育園と片岡の里保育園で実施しており、待機児童はありません。特定保育、休日保育、一時預かり事業は黎明保育園で実施、延長保育事業は両園で実施しており、利用希望者のニーズにえています。

病児・病後児保育事業については、片岡の里保育園において体調不良児型を実施しているほか、田原本町の「こどもの森 阪手保育園」に委託しています。

放課後児童健全育成事業（学童保育／放課後児童クラブ）については、平成26年度には町内の3つの小学校と片岡の里保育園、黎明保育園において、目標の7か所より1か所多い計8か所を設置しています。

ショートステイ事業、トワイライトステイ事業は、斑鳩町の「いかるが園」に委託し、利用ニーズにえる体制を整えています。

地域子育て支援拠点事業は、保健センターで「すくすく広場」として実施しており、希望者全員が参加できる体制を確保しています。

●特定12事業についての平成26年度の目標値と確保値

事業名	平成21年度 実績値	平成26年度 目標値	平成26年度	
			確保値	実施施設
①通常保育事業	2か所 定員 445人	2か所	2か所	・黎明保育園 ・片岡の里保育園
②特定保育事業	1か所	1か所	1か所	・黎明保育園
③延長保育事業	2か所	2か所	2か所	・黎明保育園 ・片岡の里保育園
④夜間保育事業	-	-	-	-
⑤トワイライトステイ 事業	町外委託 1か所 5人/年	町外委託 1か所 5人/年	町外委託 1か所 5人/年	・斑鳩町「いかるが園」
⑥休日保育事業	1か所	1か所	1か所	・黎明保育園
⑦病児・病後児保育事業	町外委託 1か所 30人/年	町外委託 1か所 30人/年	体調不良児型1か所 町外委託 1か所 30人/年	・片岡の里保育園 ・田原本町 「こどもの森 阪手保育園」
⑧放課後児童健全 育成事業	5か所	7か所	8か所	・王寺小学校 ・王寺北小学校 ・王寺南小学校 ・和光会「元気クラブ」 本園、駅前A、駅前B ・片岡の里保育園附属 学童保育所 A、B
⑨地域子育て支援 拠点事業	ひろば型 1か所 (つどいの広場事業)	ひろば型 1か所	ひろば型 1か所 (つどいの広場事業)	・保健センター「すくすく広場」
⑩一時預かり事業	1か所 (一時保育事業)	1か所	1か所 (一時保育事業)	・黎明保育園
⑪ショートステイ事業	町外委託 1か所 5人/年	町外委託 1か所 5人/年	町外委託 1か所 5人/年	・斑鳩町「いかるが園」
⑫ファミリー・サポート ・センター事業	-	-	-	-

(2) 重点施策についての評価

「王寺町次世代育成支援行動計画（後期計画）」において設定した8つの重点施策についての評価は、以下の表の通りです。

ほぼすべての項目について「①十分できている」との評価ですが、「1 地域のみんなで支える子育て支援」の「特技ボランティア登録&派遣」、「3 保育の充実」の「乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）の実施」、「4 子どもの健全育成」の「音楽のあるまちづくりの推進」の3項目については、「②ややできている」との評価です。

●重点施策についての評価

重点施策	項目	評価区分	評価
1 地域のみんなで支える子育て支援 (Hands-on すこやか親子21の推進)	特技ボランティア登録&派遣		②
	王寺町十二月		①
	ちびっこクリーン活動(「すくすくクリーンデー」として実施)		①
	ふれあいネット		①
	子育てサポート事業		①
	子育てホームページを作ろう会		①
2 育児力向上のための支援	子育て教室の充実		①
	すくすく広場(つどいの広場事業)の充実		①
3 保育の充実	ショートステイ事業の実施	①十分できている ②ややできている ③あまりできていない ④全くできていない	①
	トワイライトステイ事業の実施		①
	乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育)の実施		②
4 子どもの健全育成	菩提キャンプ場を利用した活動の充実		①
	不登校等の対策の強化 (教育相談、ふれあいフレンド、心の教室)		①
	音楽のあるまちづくりの推進		②
5 親と子の健康づくり支援の充実	新生児・妊産婦訪問の充実		①
	乳幼児健診の充実		①
6 子どもを生み育てる大切さを 感じられる教育の推進	男女が共に担う家事・育児・介護等についての啓発		①
	学校で出産・育児の大切さを伝える授業の充実		①
7 健やかなからだの育成	総合型地域倶楽部育成		①
8 子どもを犯罪等から守る活動の推進	「子どもの安全を考える日」の制定		①
	「心の王寺ルール」七つの呼びかけ・心の革命の推進		①

3. ニーズ調査結果

(1) 調査について

調査の概要

- 調査地域： 王寺町全域
- 調査対象： 王寺町内在住の「就学前児童」を持つ保護者
王寺町内在住の「小学生」を持つ保護者
- 抽出方法： 住民基本台帳より、就学前児童（0歳～5歳）を持つ保護者900人、小学生（6歳～11歳）を持つ保護者800人の計1,700人を無作為抽出
- 調査時期： 平成25年11月14日（木）～同年12月13日（金）
- 調査方法： 町内の保育所・幼稚園・小学校での配布～回収
乳幼児の一部については郵送配布～郵送回収

	調査票配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	900件	614件	68.2%
小学生	800件	661件	82.6%

調査結果の見方

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計が100.0%にならない場合があります。このことは、分析文、グラフ、表においても同様です。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「N（number of case）」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- 本文中の「就学前児童」・「小学生」とは、それぞれ「就学前児童対象調査」・「小学生対象調査」を指しています。またそれぞれの設問や選択肢については、長文を簡略化している場合があります。

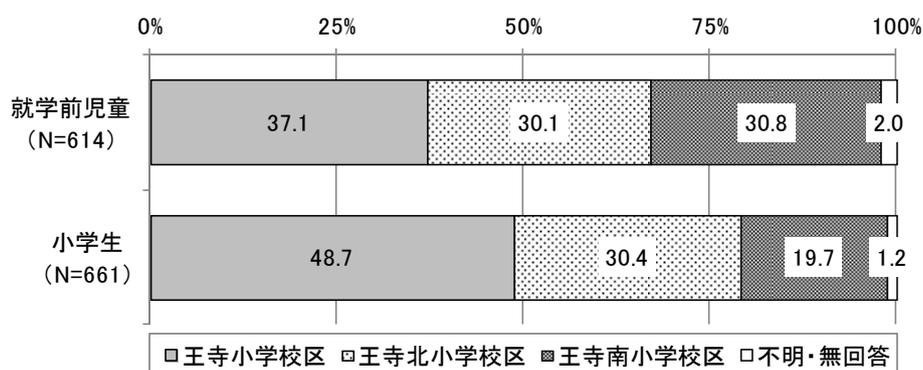
(2) 回答者の居住地区（校区）

回答者の居住地区（校区）は、「王寺小学校区」が就学前児童で37.1%、小学生で48.7%と最も多くなっています。

小学生では、次いで30.4%の「王寺北小学校区」ですが、就学前児童では「王寺南小学校区」が30.8%となっており、30.1%の「王寺北小学校区」より多くなっています。

[いずれも単数回答]

就学前児童 (N=614)	件数	%	小学生 (N=661)	件数	%
王寺小学校区	228	37.1	王寺小学校区	322	48.7
王寺北小学校区	185	30.1	王寺北小学校区	201	30.4
王寺南小学校区	189	30.8	王寺南小学校区	130	19.7
不明・無回答	12	2.0	不明・無回答	8	1.2



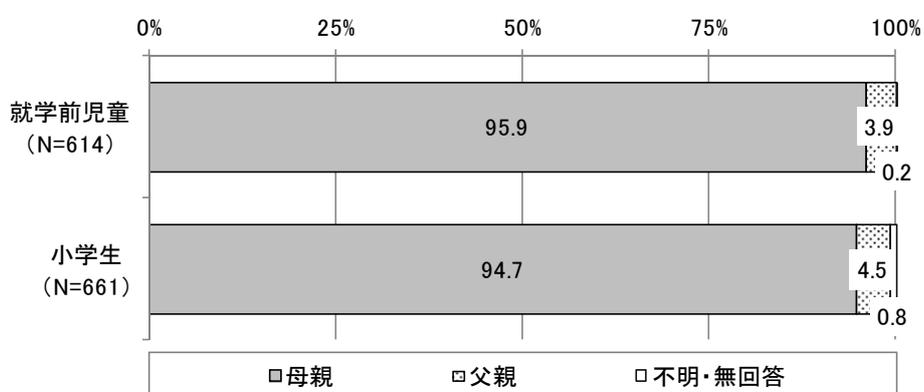
(3) 回答者について

回答者は就学前児童の95.9%、小学生の94.7%が「母親」、就学前児童の3.9%、小学生の4.5%が「父親」となっています。

また回答者のうち、就学前児童の4.9%、小学生の13.3%が「配偶者はいない」と回答しています。

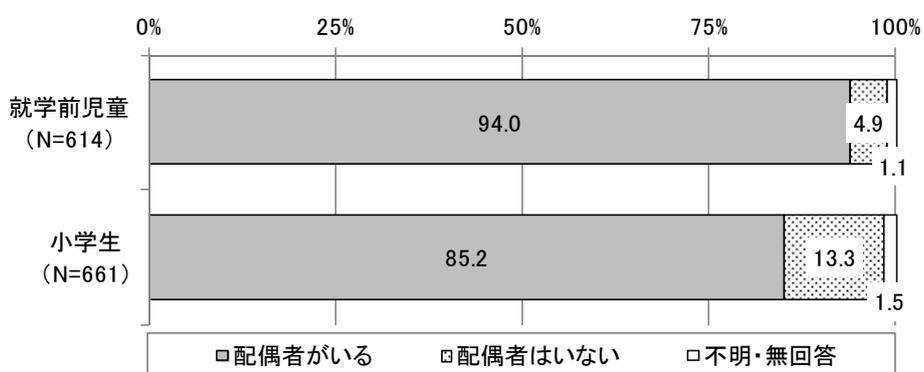
■回答者

[単数回答]



■回答者の配偶者の有無

[単数回答]



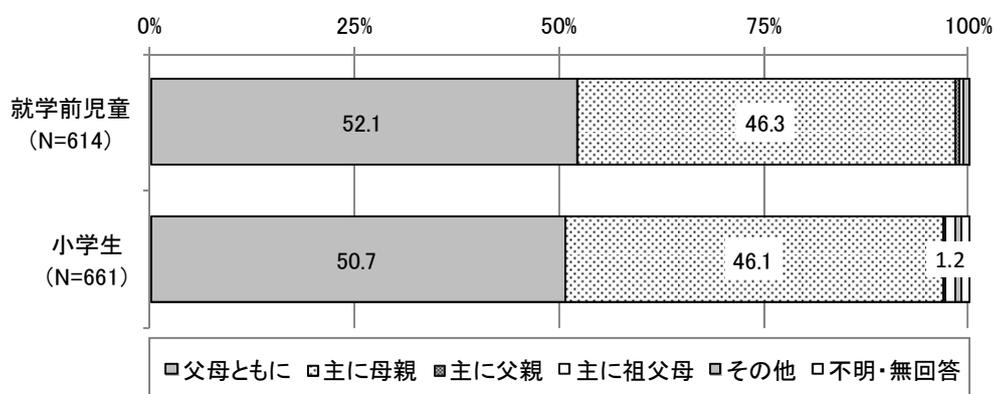
(4) 子育てを主に行っている人

子育てを主に行っている人は、「父母ともに」が就学前児童で52.1%、小学生で50.7%で、いずれも50%を超えています。

「主に母親」との回答は、就学前児童で46.3%、小学生で46.1%となっています。

[単数回答]

%	父母ともに	主に母親	主に父親	主に祖父母	その他	不明・無回答
就学前児童 (N=614)	52.1	46.3	0.3	0.7	0.3	0.3
小学生 (N=661)	50.7	46.1	0.3	1.2	0.8	0.9

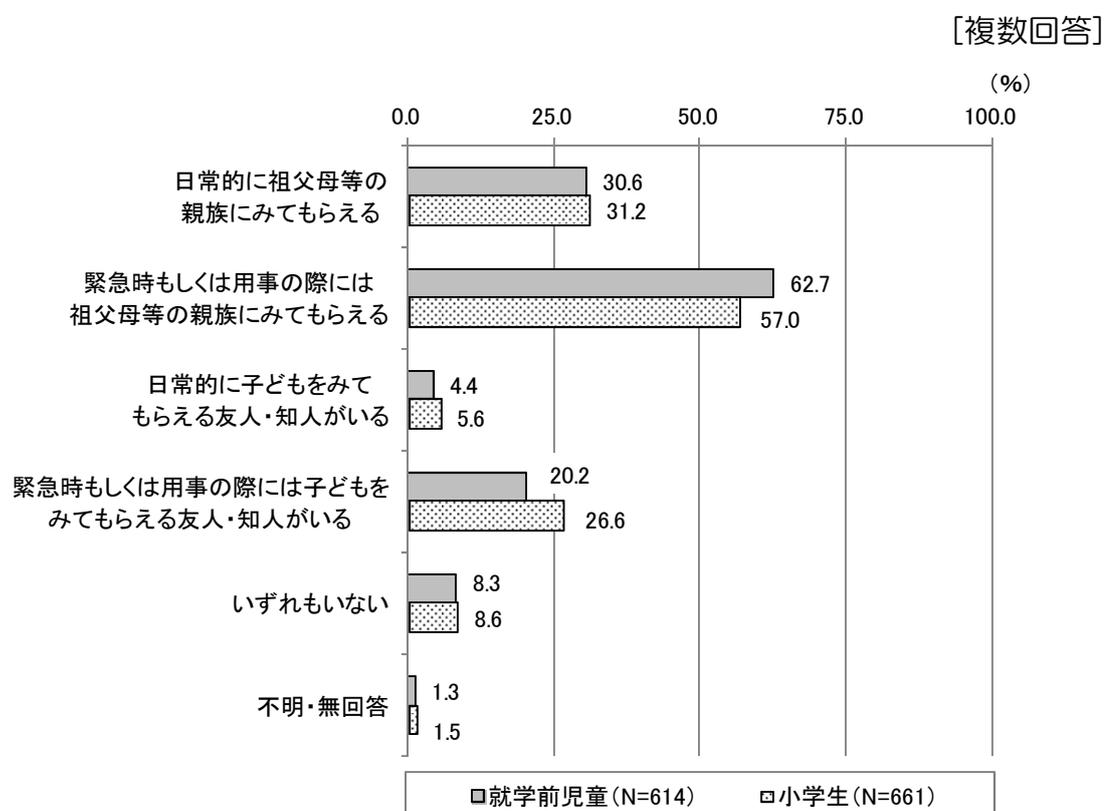


※グラフには、1.0%以上のみ値を表示

(5) 日ごろ、子どもをみてもらえる親族・知人

日ごろ、子どもをみてもらえる親族や友人・知人について、就学前児童の30.6%、小学生の31.2%が「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」、就学前児童の62.7%、小学生の57.0%が「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」と回答しています。

一方で、「いずれもない」との回答は、就学前児童で8.3%、小学生で8.6%となっています。



(6) 母親の就労状況

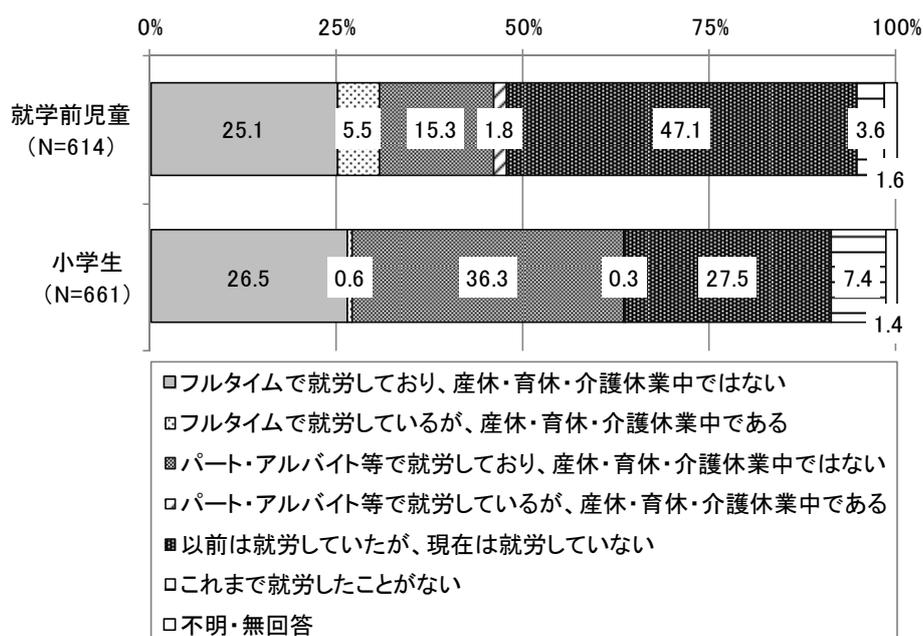
母親の就労状況については、産休・育休・介護休業中も含めると、就学前児童ではフルタイム就労者が30.6%、パート・アルバイト等就労者が17.1%で、47.1%が「以前は就労していたが、現在は就労していない」と回答しています。

小学生ではフルタイム就労者は27.1%、パート・アルバイト等就労者は36.6%で、「以前は就労していたが、現在は就労していない」との回答は27.5%となっています。

また「これまで就労したことがない」との回答は就学前児童では3.6%で、小学生の7.4%と比べると半分程度の割合です。

[単数回答]

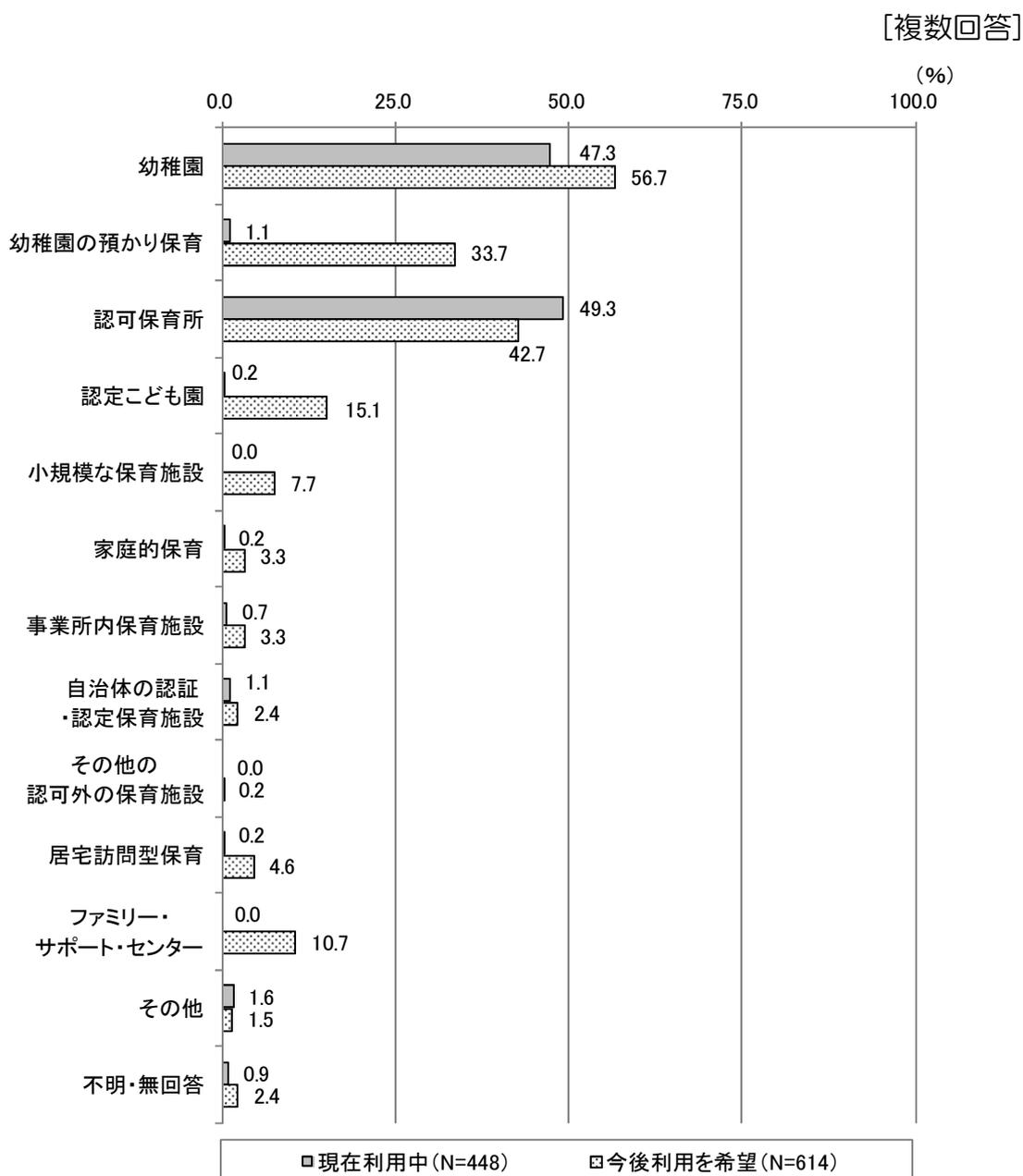
%	フルタイムで就労		パート・アルバイト等で就労		以前は就労していたが、現在は就労していない	これまで就労したことがない	不明・無回答
	うち現在、産休・育休・介護休業中	うち現在、産休・育休・介護休業中					
就学前児童 (N=614)	30.6	(5.5)	17.1	(1.8)	47.1	3.6	1.6
小学生 (N=661)	27.1	(0.6)	36.6	(0.3)	27.5	7.4	1.4



(7) 就学前児童の平日の定期的な教育・保育の利用状況と利用意向

平日の定期的な教育・保育事業を利用している448件の就学前児童について、現在利用している事業の種類は、49.3%が「認可保育所」、47.3%が「幼稚園」と回答しています。一方、現在の利用の有無にかかわらず、すべての就学前児童に尋ねた今後利用したい事業では、「幼稚園」が56.7%と現在の利用状況より9.4ポイント高く、「認可保育所」は42.7%と6.6ポイント低くなっています。

また、「幼稚園の預かり保育」の利用意向が33.7%あるほか、「認定こども園」が15.1%、「ファミリー・サポート・センター」が10.7%等、現在は利用がない、もしくは非常に少ない事業についても利用の意向が見られます。

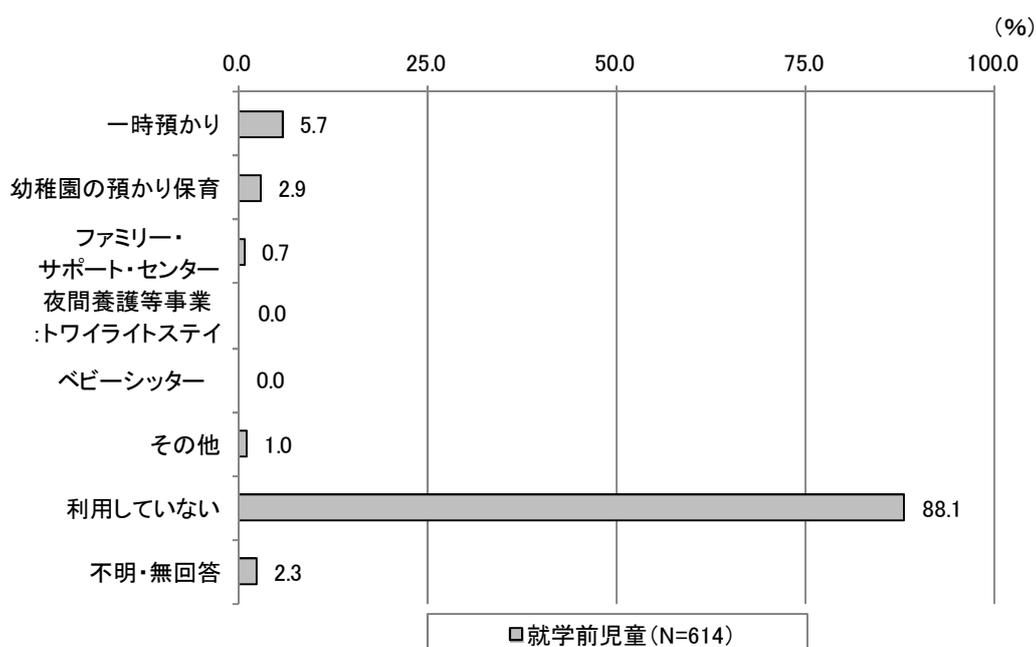


(8) 就学前児童の不定期の一時預かり等の事業の利用状況

私用や親の通院、不定期の就労等による一時預かりの利用状況については、88.1%が「利用していない」と回答しており、利用していると回答のあった事業では、「一時預かり」が5.7%（35件）、「幼稚園の預かり保育」が2.9%（18件）、ファミリー・サポート・センターが0.7%（4件）等となっています。

[複数回答]

事業の種類	件数	%
一時預かり	35	5.7
幼稚園の預かり保育	18	2.9
ファミリー・サポート・センター	4	0.7
夜間養護等事業:トワイライトステイ	0	0.0
ベビーシッター	0	0.0
その他	6	1.0
利用していない	541	88.1
不明・無回答	14	2.3

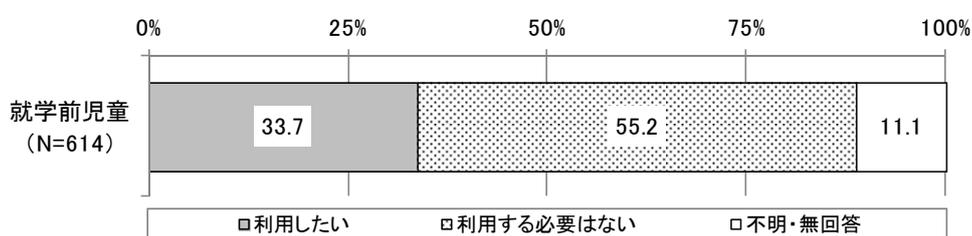


(9) 就学前児童の不定期の一時預かり等の事業の利用意向

不定期の一時預かり等の事業の利用については、33.7%が「利用したい」と回答しており、その目的・理由は、「私用、リフレッシュ目的」が64.3%、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が63.3%、「不定期の就労」が30.0%等となっています。

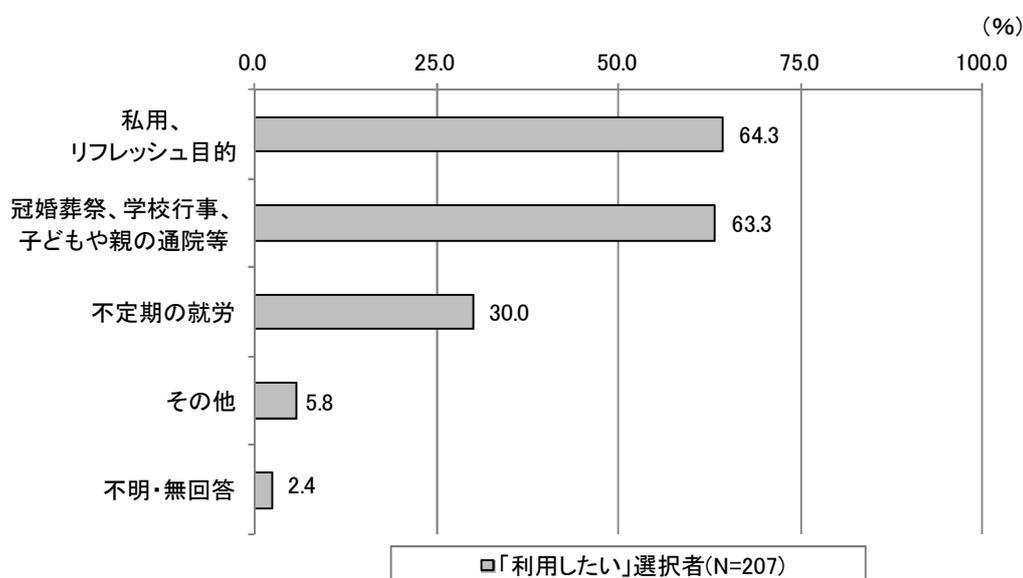
■事業の利用意向

[単数回答]



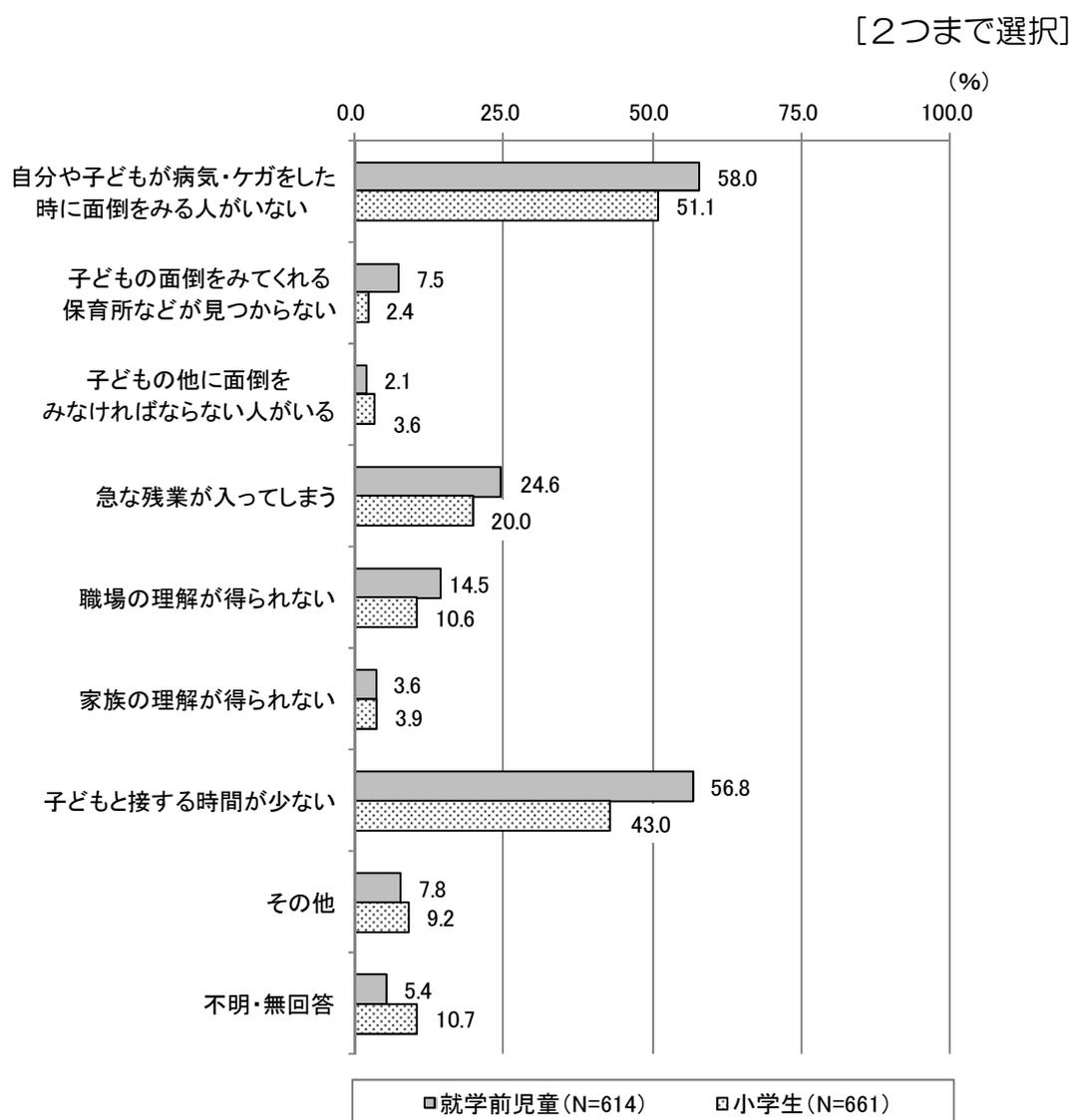
■利用の目的・理由

[複数回答]



(10) 仕事と子育てを両立する上で大変だと感じること

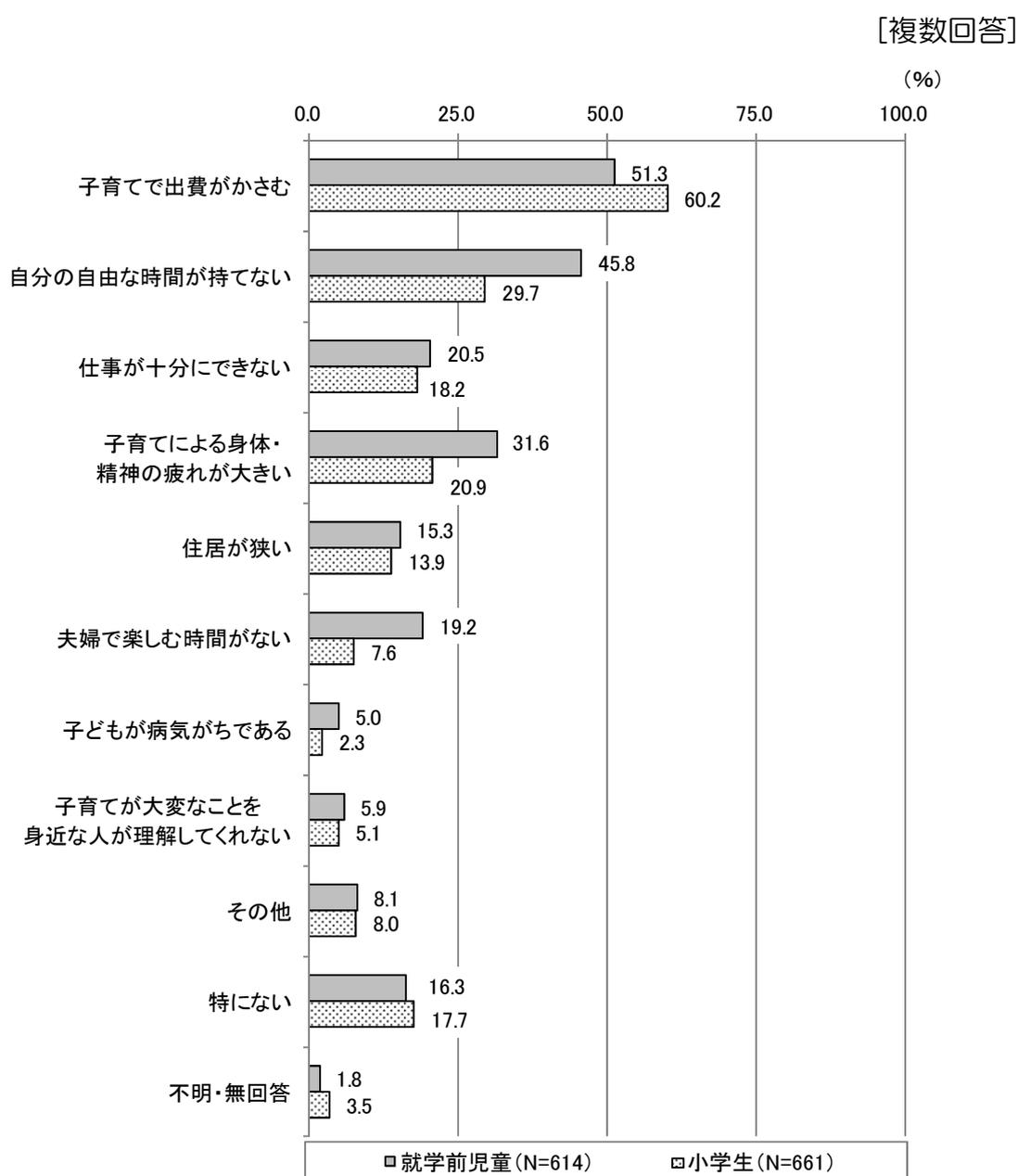
仕事と子育てを両立する上で大変だと感じることについては、就学前児童で58.0%、小学生で51.1%が「自分や子どもが病気・ケガをした時に面倒をみる人がいない」と回答しており、就学前児童・小学生ともに「子どもと接する時間が少ない」「急な残業が入ってしまう」と続きます。



(11) 子育てをする上で不安に思っていることや悩んでいること

子育てをする上で特に不安に思っていることや悩んでいることについては、就学前児童で51.3%、小学生で60.2%が「子育てで出費がかさむ」と回答しており、就学前児童・小学生ともに「自分の自由な時間が持てない」が続きます。

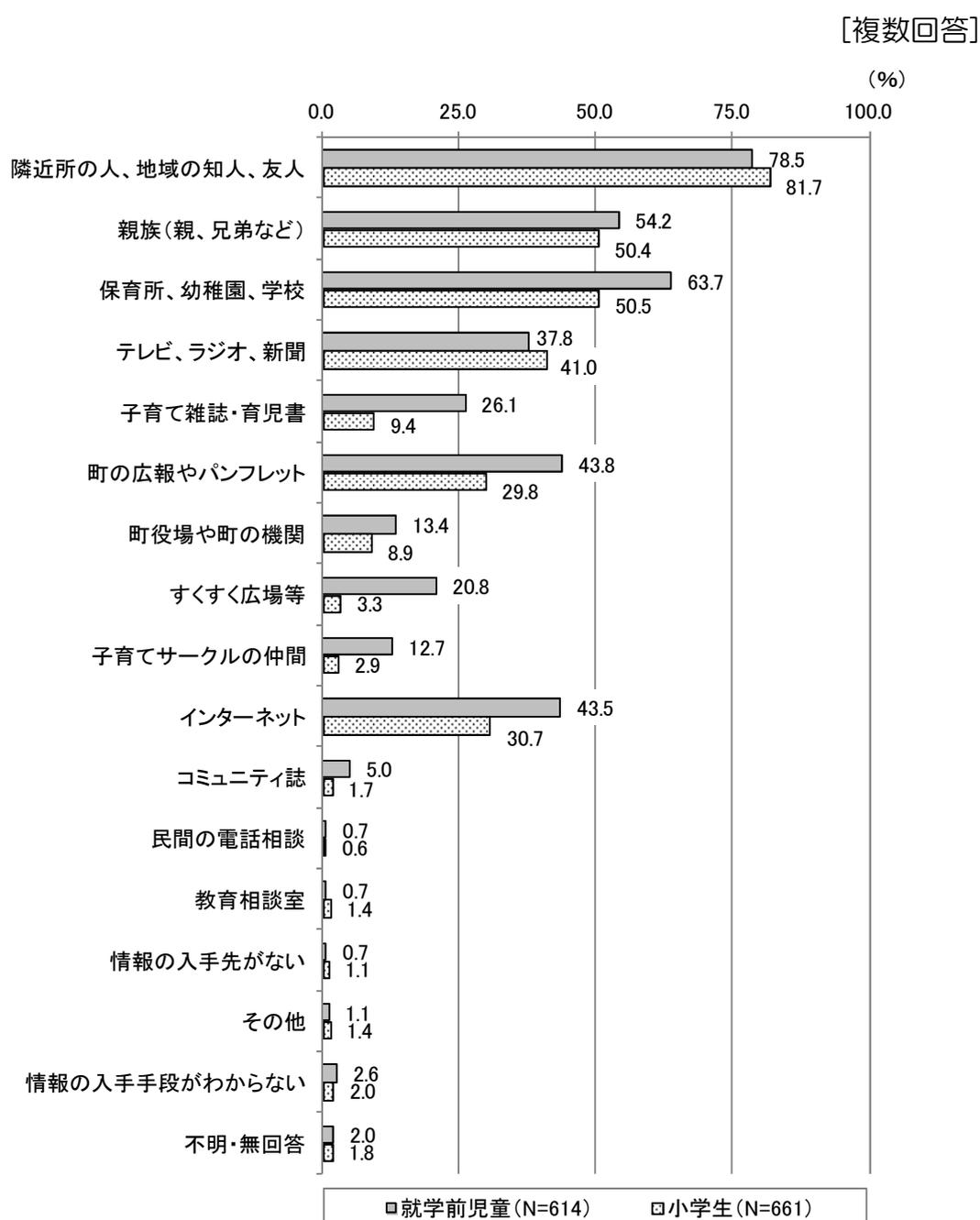
就学前児童では、「子育てによる身体・精神の疲れが大きい」との回答も31.6%と多くなっています。



(12) 子育てに関する情報の入手先

子育てに関する情報の入手先については、就学前児童・小学生ともに「隣近所の人、地域の知人、友人」が最も多く、「保育所、幼稚園、学校」「親族（親、兄弟など）」が続きます。

また「インターネット」との回答も、就学前児童で43.5%、小学生で30.7%となっています。

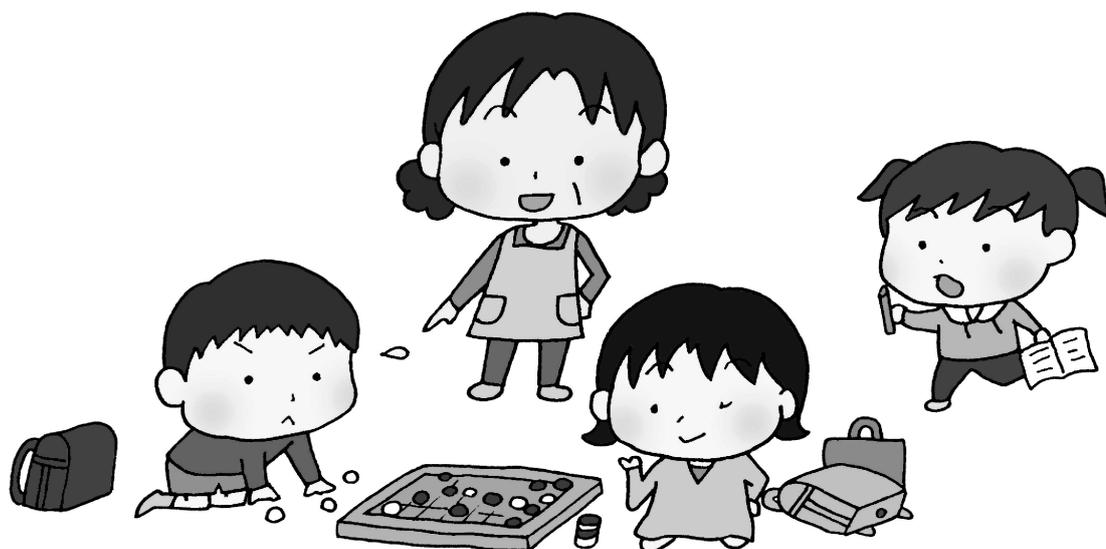


(13) 子育てや子育て関連事業・環境等への満足度

子育てや子育てに関する事業・環境等について満足しているかを尋ねた設問では、「③子育てを楽しんでいると感じていますか」の項目で就学前児童の79.6%、小学生の73.2%が「はい（満足している）」と回答しています。

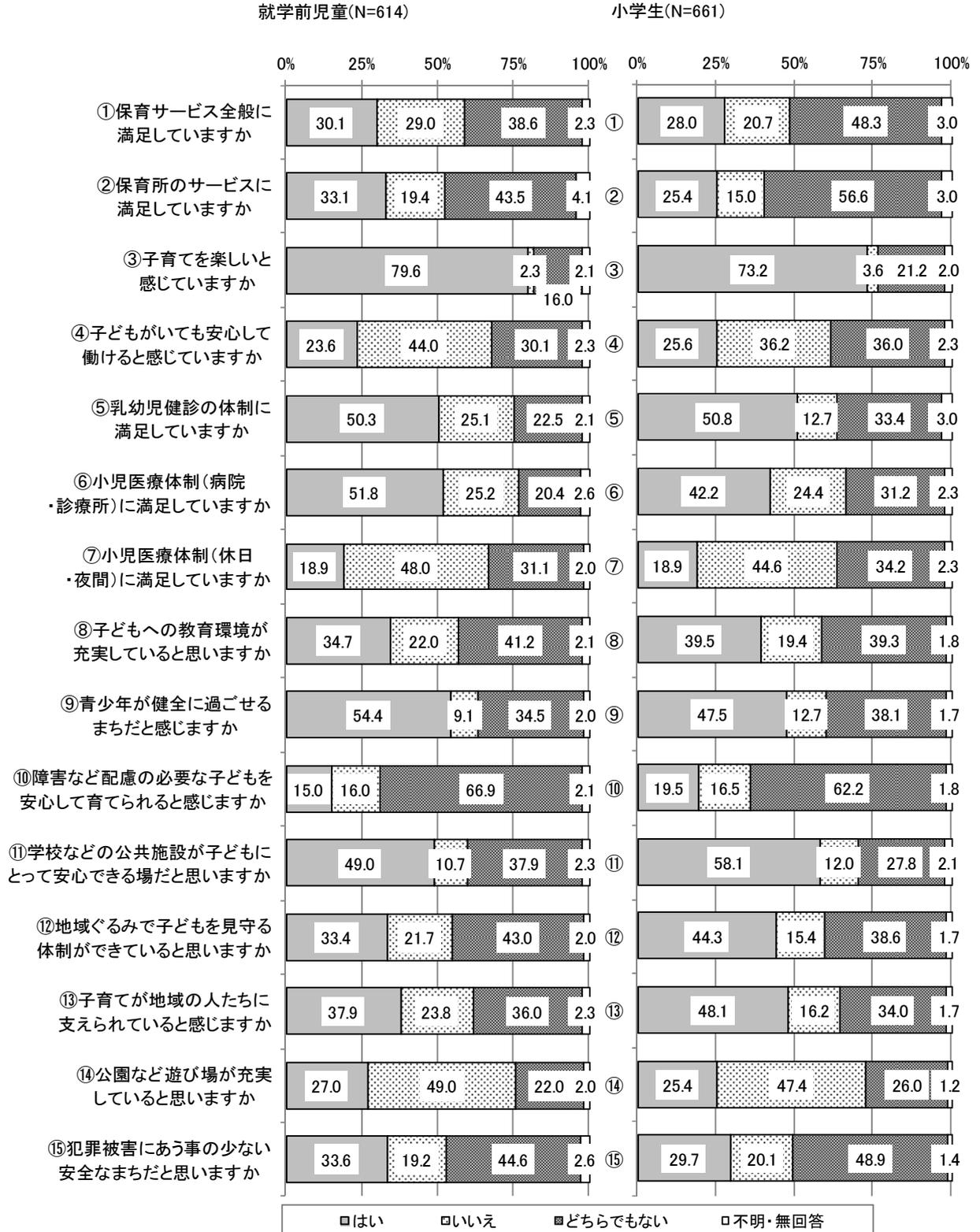
その他の項目で「はい」の回答が50.0%を超えているのは、就学前児童では「⑨青少年が健全に過ごせるまちだと感じますか」「⑥小児医療体制（病院・診療所）に満足していますか」「⑤乳幼児健診の体制に満足していますか」の3つ、小学生では「⑪学校などの公共施設が子どもにとって安心できる場だと思いますか」「⑤乳幼児健診の体制に満足していますか」の2つとなっています。

一方「いいえ（満足していない）」との回答が多かったのは、就学前児童・小学生ともに「⑭公園など遊び場が充実していると思いますか」「⑦小児医療体制（休日・夜間）に満足していますか」で、就学前児童では「④子どもがいても安心して働けると感じていますか」においても「いいえ」が多くなっています。



子育てや子育て関連事業・環境等への満足度

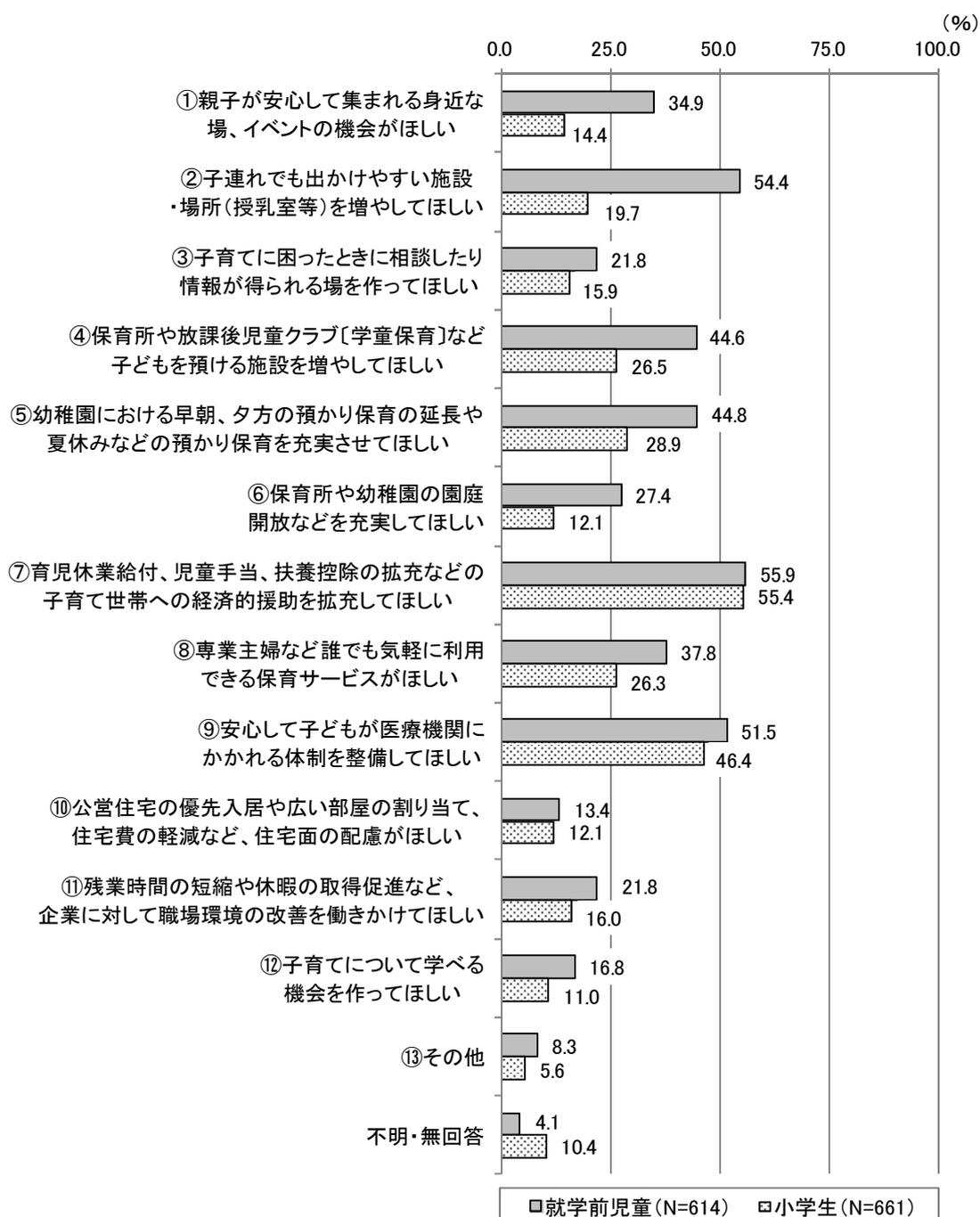
[それぞれについて単数回答]



(14) 子育て支援への希望

どのような子育て支援の拡充を図ってほしいと期待しているかについては、「⑦育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充などの子育て世帯への経済的援助を拡充してほしい」や「⑨安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」が就学前児童・小学生ともに多いほか、就学前児童では「②子連れでも出かけやすい施設・場所（授乳室等）を増やしてほしい」も54.4%と多くなっています。

[複数回答]



4. 現状と課題のまとめ

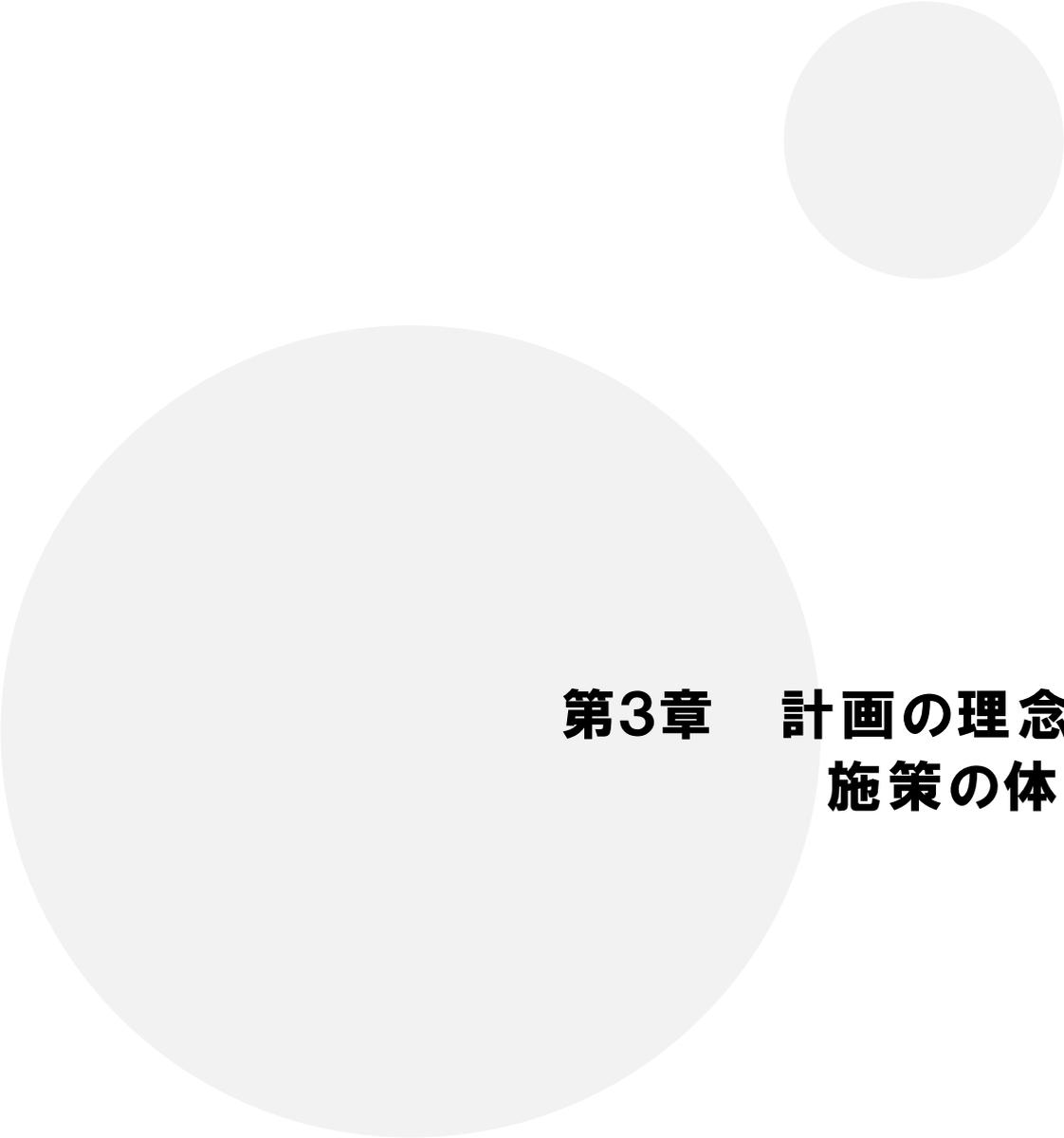
平成7年から平成22年の4回の国勢調査で減少傾向にあった王寺町の人口は、平成22年から平成25年にかけて増加に転じており、県の調査によると、平成24年10月1日から平成25年9月30日までの王寺町の人口増減率は0.72%となっています。また近年12%台だった総人口に占める15歳未満の割合は、平成25年には13.0%まで回復しており、就学前児童数も平成22年度以降、増加を続けています。

これら近年の王寺町の人口動態は、マンションの建設や住宅地の開発等によるところが大きく、世帯数も増加している一方、一世帯あたりの人員は年々減少しており、平成25年10月1日現在2.4人となっています。

このように総人口や子どもの数が増加する一方で、核家族化や地域外からの流入の進む王寺町では、地域や近隣とのつながりが希薄な子育て家庭の増加も懸念され、平成25年に実施したニーズ調査（以後、平成25年度ニーズ調査）においても、「日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無」について、就学前児童の保護者の8.3%、小学生の保護者の8.6%が「（祖父母等の親族、友人や知人など）いずれもない」と回答しています。

また、このニーズ調査において、子育てや子育て関連事業・環境等への満足度についての設問では、「公園など遊び場が充実していますか」や「小児医療体制（休日・夜間）に満足していますか」「子どもがいても安心して働けると感じていますか」との問いで、就学前児童・小学生のいずれの保護者も「いいえ」の回答が「はい」を大きく上回っています。

これらのことを踏まえ、王寺町においては、保育を必要とする就学前児童の増加や保育ニーズの多様化への対応を進め、子育て家庭における不安や負担感を軽減し、保護者が安心して子育てに取り組むための環境づくりや支援を進めることが最も重要であると考えられます。



第3章 計画の理念と 施策の体系

1. 基本理念

王寺町では、「王寺町次世代育成支援行動計画（前期計画・後期計画）」において、『未来をつくる子どもが安心して夢を育むまち』を基本理念と定め、次世代の育成支援に取り組んできました。

本計画においては、子どもの安心の確保の上に、地域や社会全体で子どもの成長や子育てを支え、王寺町で育つ子ども、王寺町で子育てする保護者のいずれもが喜びを実感できるまちづくりを進めるべく、基本理念を以下の通り定めます。

育つ喜びと育てる喜びが実感できるまち

2. 基本的な視点

本計画の策定及び計画の推進にあたり、以下の3つを基本的な視点として定めます。

(1) 今を生きる子どもの視点

すべての子どもの夢を育む子育て支援

個々の環境に左右されることなく、すべての子どもが尊厳を持ち、それぞれの夢を育むことができるよう、子育て支援に取り組めます。

(2) 子どもを育てる親や家庭の視点

親や家庭の明日を育む子育て支援

親や家庭が子育てについて過度の負担や不安を負うことなく、安心して日々を送ることができるよう、子育て支援に取り組めます。

(3) 子育てを支える地域の視点

地域の未来を育む子育て支援

地域や社会全体で子どもや子育て家庭を支え、ともに地域の未来を育むことができるよう、子育て支援に取り組めます。

3. 基本目標

本計画では、「王寺町次世代育成支援行動計画」の趣旨を継承するとともに、子ども・子育て支援法に定める子ども・子育て支援事業を円滑に推進するため、『育つ喜びと育てる喜びが実感できるまち』の基本理念のもと、次の4つを基本目標とします。

(1) 教育・保育と子育て支援の充実

王寺町で生まれ育つすべての子どもたちが、必要とし、希望する教育・保育を町内で受けることができる環境づくりを目指します。

(2) 子どもと親の健やかな成長の促進

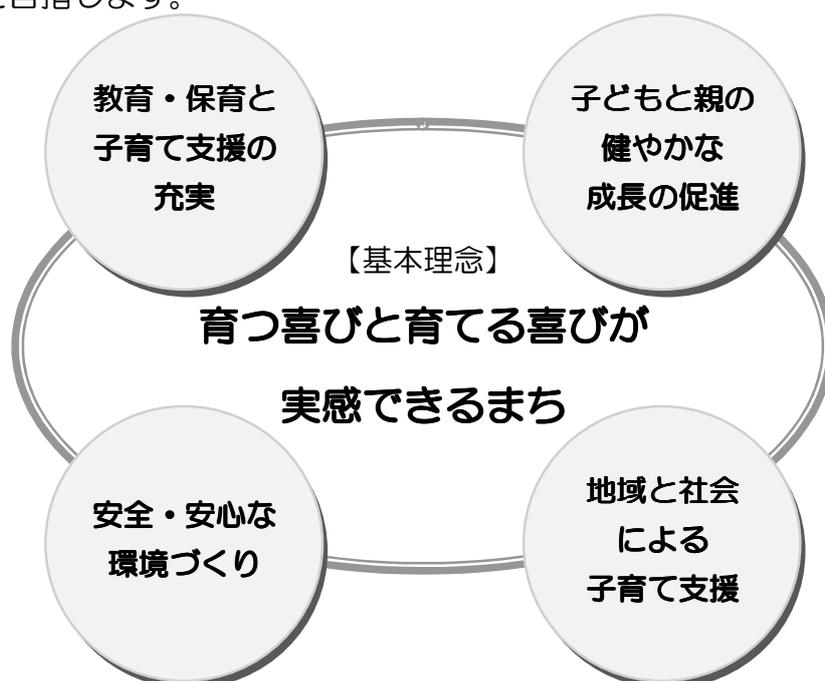
子どもも保護者も、家族みんなが心身ともに健やかに暮らし、健やかに成長することができる環境づくりを目指します。

(3) 安全・安心な環境づくり

子どもの安全を確保し、誰もが安心して過ごすことができる環境づくりを目指します。

(4) 地域と社会による子育て支援

王寺町の未来を担う子どもたちを地域で見守り、社会全体で子育てを支える環境づくりを目指します。



4. 施策の体系

基本理念

育つ喜びと育てる喜びが実感できるまち

1 教育・保育と子育て支援の充実

- (1) 教育・保育の提供体制の確保
- (2) 幼児教育・学校教育の充実
- (3) 子ども・子育て支援事業の充実
- (4) 情報提供の充実
- (5) 経済的支援の推進

2 子どもと親の健やかな成長の促進

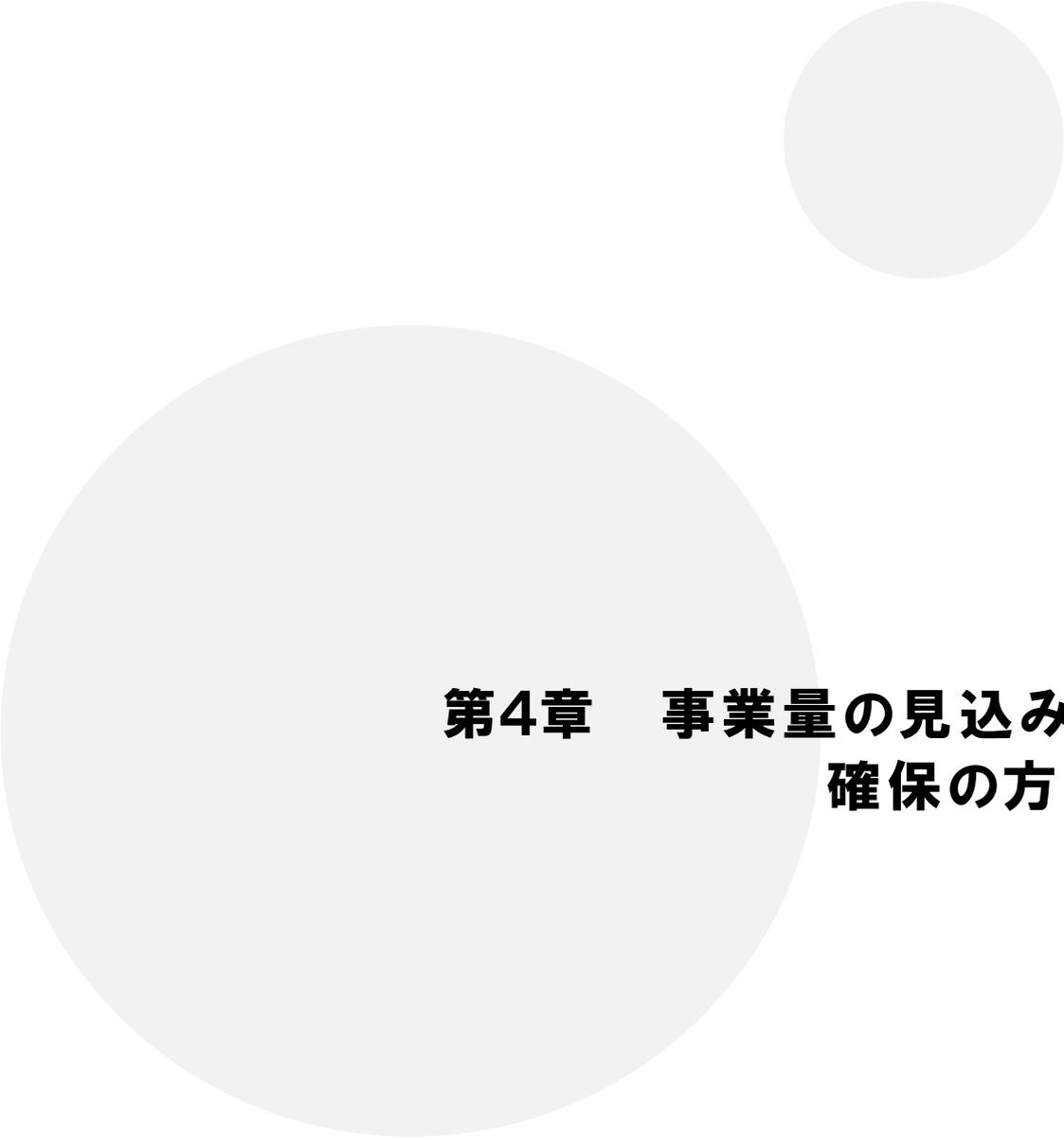
- (1) 母と子の健康の確保
- (2) 「食育」の推進
- (3) 子どもの心と体の健全育成
- (4) 障害の早期発見と支援の充実
- (5) すべての子どもの見守りの推進

3 安全・安心な環境づくり

- (1) 安全で安心できるまちづくりの推進
- (2) 子どもの権利と安全の確保
- (3) 相談支援体制の充実

4 地域と社会による子育て支援

- (1) 子育てを支えるネットワークづくり
- (2) 子どもや子育てをめぐる交流の推進
- (3) 子育てと仕事の両立支援の推進



第4章 事業量の見込みと 確保の方策

1. 区域の設定

本計画において各事業の量の見込みと確保の方策（提供体制の確保の内容及び実施時期）を定めるにあたり、王寺町の地理的条件、人口、交通事情等を勘案し、計画における各事業の提供区域は単一区域と設定します。

2. 量の見込みと確保の方策

(1) 特定教育・保育事業

① 就学前児童の認定区分

子ども・子育て支援法では、教育・保育の利用を希望する就学前児童について、保護者の就労状況等により、以下の3つの区分認定が行われます。

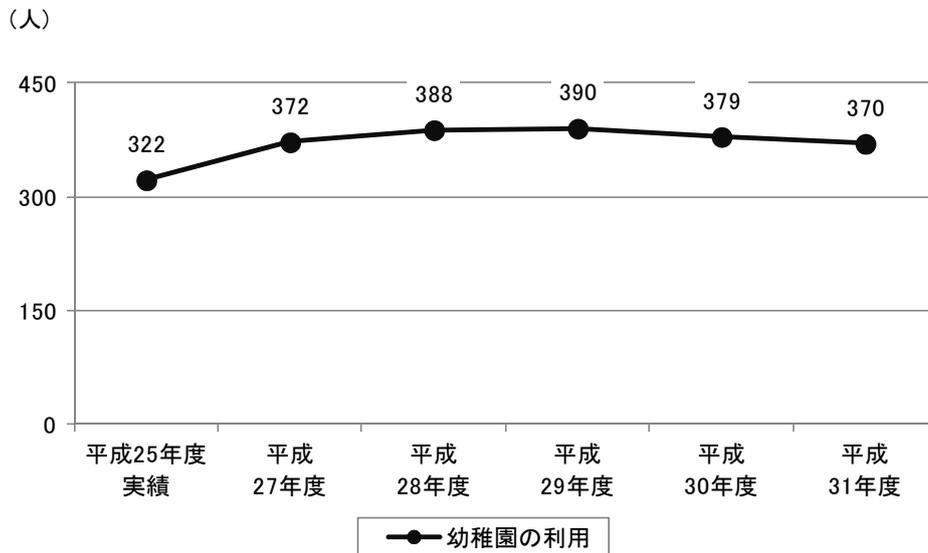
認定区分	認定の内容	利用対象施設
1号	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの	幼稚園 認定こども園
2号	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所 認定こども園
3号	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所 認定こども園 地域型保育 (小規模保育等)

※認定の内容は、内閣府説明資料より転記

②特定教育事業の量の見込みと確保の方策

	単位	平成25年度実績	平成27年度			平成28年度		
			1号	2号	合計	1号	2号	合計
			3~5歳	3~5歳		3~5歳	3~5歳	
量の見込み	人	322	319	53	372	332	56	388
確保の内容(幼稚園)		322	319	53	372	332	56	388
不足量	人	0	0	0	0	0	0	0

	単位	平成29年度			平成30年度			平成31年度		
		1号	2号	合計	1号	2号	合計	1号	2号	合計
		3~5歳	3~5歳		3~5歳	3~5歳		3~5歳	3~5歳	
量の見込み	人	332	58	390	321	58	379	310	60	370
確保の内容(幼稚園)		332	58	390	321	58	379	310	60	370
不足量	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0



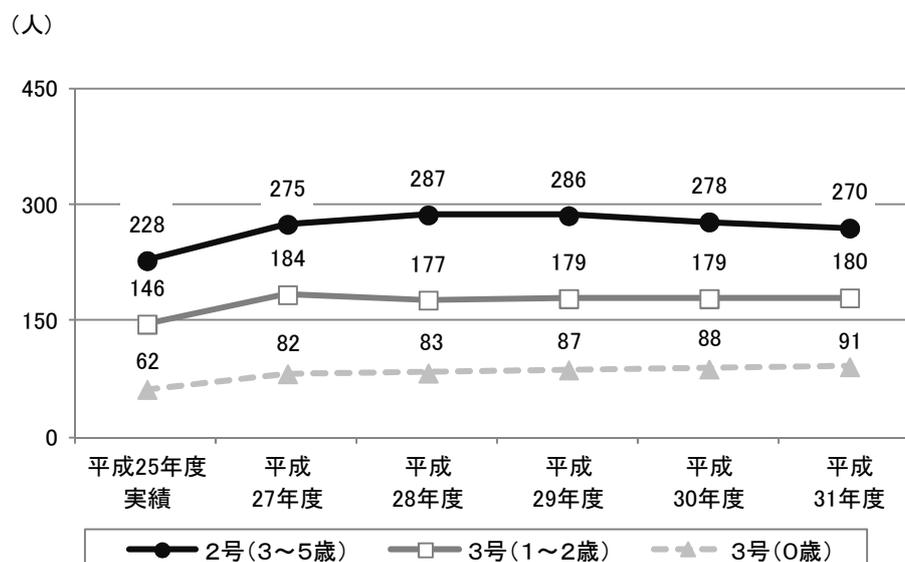
確保の方策

幼稚園の利用を希望する3~5歳の就学前児童については、現在、町内の公立3園(王寺幼稚園・王寺北幼稚園・王寺南幼稚園)で必要量を確保しており、今後も公立3園での必要量の確保を継続します。

③特定保育事業の量の見込みと確保の方策

	単位	平成25年度実績			平成27年度			平成28年度		
		3～5歳	0歳	1～2歳	2号		3号		3号	
					3～5歳	0歳	1～2歳	3～5歳	0歳	1～2歳
量の見込み	人	228	62	146	275	82	184	287	83	177
確保の内容	保育所	228	62	146	275	82	184	287	83	177
	地域型保育	/			/		/		/	
	計	228	62	146	275	82	184	287	83	177
不足量	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	単位	平成29年度			平成30年度			平成31年度		
		2号		3号	2号		3号	2号		3号
		3～5歳	0歳	1～2歳	3～5歳	0歳	1～2歳	3～5歳	0歳	1～2歳
量の見込み	人	286	87	179	278	88	179	270	91	180
確保の内容	保育所	286	87	179	278	88	179	270	91	180
	地域型保育	/			/		/		/	
	計	286	87	179	278	88	179	270	91	180
不足量	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0



確保の方策

保育の対象となる就学前児童については、現在、町内の私立2園3施設（黎明保育園本園及び分園、片岡の里保育園）で必要量を確保しており、平成26年度において待機児童は出ていません。今後、需要の増加が見込まれますが、黎明保育園で実施している学童保育の学舎新設による保育スペースの確保と、片岡の里保育園の園舎増築により、両園3施設で必要量を確保します。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

①地域子ども・子育て支援事業の概要

事業の種類・名称	事業の内容
1. 時間外保育事業（延長保育）	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業
2. 放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ／学童保育）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
3. 子育て短期支援事業 （ショートステイ）	母子家庭等が安心して子育てしながら働くことができる環境を整備するため、一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助事業 ※ほかに一時預かり事業として「夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)」がある
4. 地域子育て支援拠点事業	家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う事業
5. 一時預かり事業	家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所、幼稚園その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業
6. 病児保育事業	病気の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業
7. 子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート ・センター事業）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
8. 利用者支援事業【新規事業】	子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する事業
9. 妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業
10. 乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
11. (1)養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業などにより把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援や育児・家事援助などを行う事業

<p>11. (2)子どもを守る 地域ネットワーク機能強化事業</p>	<p>要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業</p>
<p>12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規事業】</p>	<p>保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業</p>
<p>13. 多様な主体の参入を促進する事業【新規事業】</p>	<p>特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業</p>

※事業の内容は、内閣府説明資料より転記

②地域子ども・子育て支援事業の量の見込み一覧

	単位	平成 25年度 実績	量の見込み					
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	
1. 時間外保育事業（延長保育）	人	141	184	202	217	230	243	
2. 放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ ／学童保育）	低学年	人	257	303	316	315	345	360
	高学年	人	35	184	180	196	195	205
3. 子育て短期支援事業（ショートステイ）	人日	0	12	12	12	11	11	
4. 地域子育て支援拠点事業	人回	6,428	11,332	11,150	11,026	10,902	10,778	
5. (1)一時預かり事業 （幼稚園在園児対象）	1号認定 対象	人日	未実施	2,527	2,665	2,637	2,540	2,443
	2号認定 対象	人日		12,346	12,988	12,817	12,306	11,796
5. (2)一時預かり事業（在園児対象以外）	人日	3,386	3,702	3,707	3,676	3,622	3,569	
6. 病児保育事業	人日	207	1,105	1,144	1,147	1,135	1,122	
7. 子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業） ※就学している児童対象分	人日	未実施	15	14	15	15	15	
8. 利用者支援事業【新規事業】	か所	-	1	1	1	1	1	
9. 妊婦健康診査事業	人	343	360	357	357	354	352	
10. 乳児家庭全戸訪問事業	人	213	225	223	223	221	220	
11. (1)養育支援訪問事業	人	17	20	20	20	20	20	
量の見込みの設定を伴わない事業								
11. (2)子どもを守る地域ネットワーク機能 強化事業	未実施				-			
12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業 【新規事業】					-			
13. 多様な主体の参入を促進する事業 【新規事業】						-		

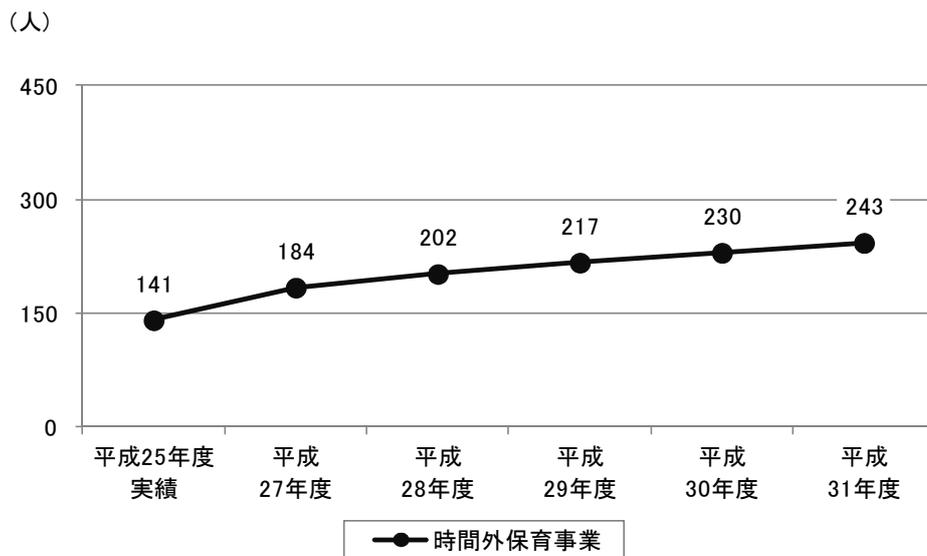
※表中の単位「人日」「人回」は、それぞれ年間の延べ日数、延べ回数を示しています

子ども・子育て支援新制度において、量の見込みと確保の方策の設定が必要となる11の「地域子ども・子育て支援事業」のうち、平成25年度現在、王寺町では「5. (1)一時預かり事業（幼稚園在園児対象）」と「7. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」が未実施ですが、このうち、「5. (1)一時預かり事業（幼稚園在園児対象）」については、平成26年9月より、町内の3つの公立幼稚園において事業を開始しました。

③各事業の量の見込みと確保の方策

1. 時間外保育事業（延長保育）

	単位	平成25年度 実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み【再掲】	人	141	184	202	217	230	243
確保の内容	人	/	184	202	217	230	243
不足量	人		0	0	0	0	0



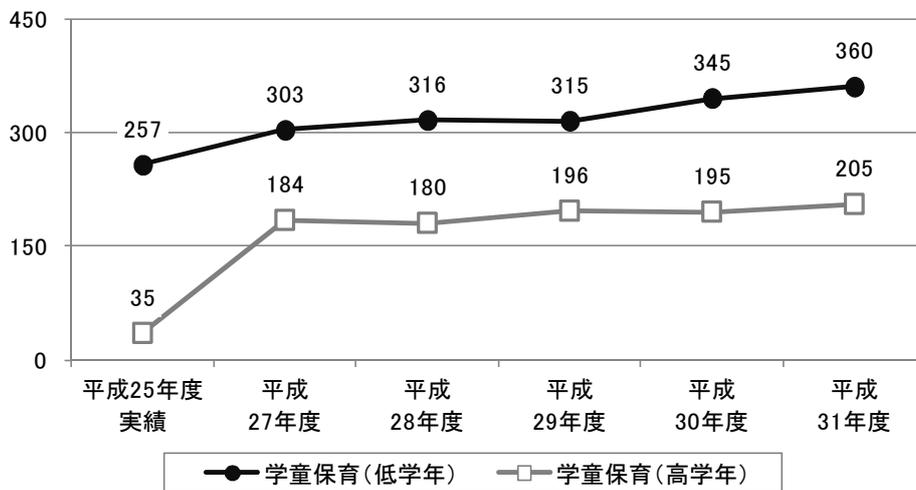
確保の方策

時間外保育事業については、現在、黎明保育園と片岡の里保育園において「延長保育事業」として実施しています。今後、需要の増加が見込まれますが、現状の2園の事業において利用者の増加に対応します。

2. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ／学童保育）

		単位	平成25年度 実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み 【再掲】	低学年	人	257	303	316	315	345	360
	高学年	人	35	184	180	196	195	205
	合計	人	292	487	496	511	540	565
確保の内容		人		487	496	511	540	565
不足量		人		0	0	0	0	0

(人)



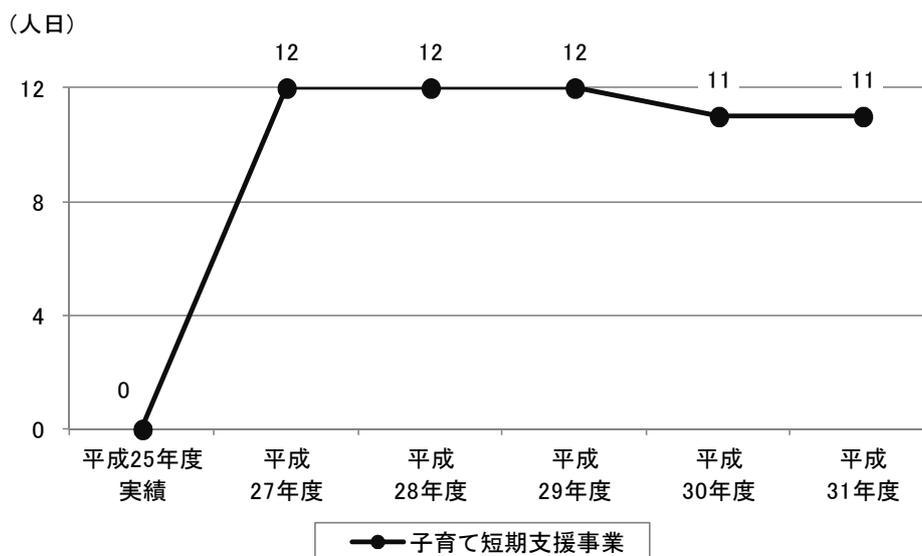
確保の方策

放課後児童健全育成事業については、現在、町内の3小学校で低学年（小学1年生～3年生）を対象に実施しており、社会福祉法人和光会の「元気クラブ」と「片岡の里保育園附属学童保育所」では、全学年（小学1年生～6年生）を対象に実施しています。

今後、高学年の大幅な需要の増加が見込まれますが、小学校の空き教室の活用と、「元気クラブ」と「片岡の里保育園附属学童保育所」の拡充により利用者の増加に対応します。

3. 子育て短期支援事業（ショートステイ）

	単位	平成25年度 実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み【再掲】	人日	0	12	12	12	11	11
確保の内容	人日	/	12	12	12	11	11
不足量	人日		0	0	0	0	0



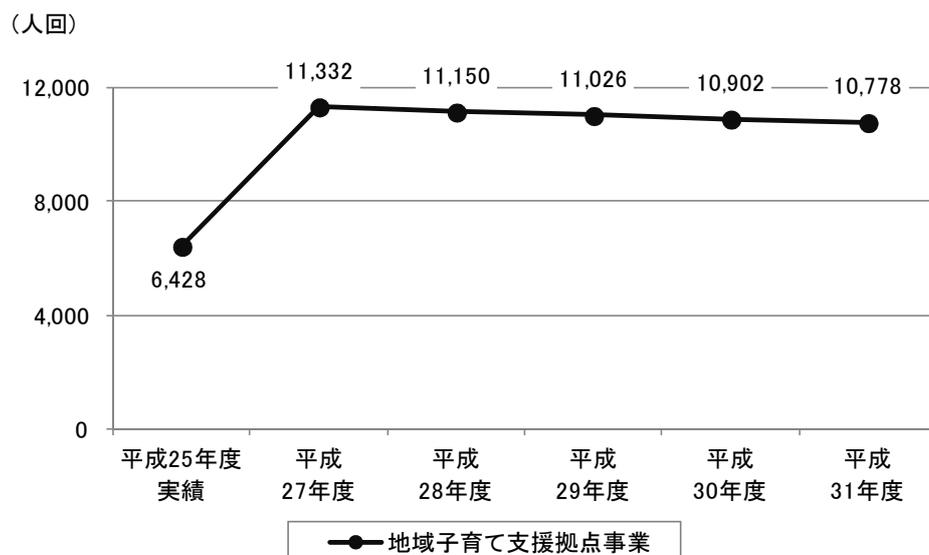
確保の方策

子育て短期支援事業については、斑鳩町の「いかるが園」への委託により提供体制を確保していますが、平成25年度まで、利用実績はありません。

しかし、ニーズ調査においては、年間11～12人日の見込みが出ているため、今後も「いかるが園」への委託を継続するとともに、事業の周知を図ります。

4. 地域子育て支援拠点事業

	単位	平成25年度 実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み【再掲】	人回	6,428	11,332	11,150	11,026	10,902	10,778
確保の内容	人回	/	11,332	11,150	11,026	10,902	10,778
不足量	人回		0	0	0	0	0



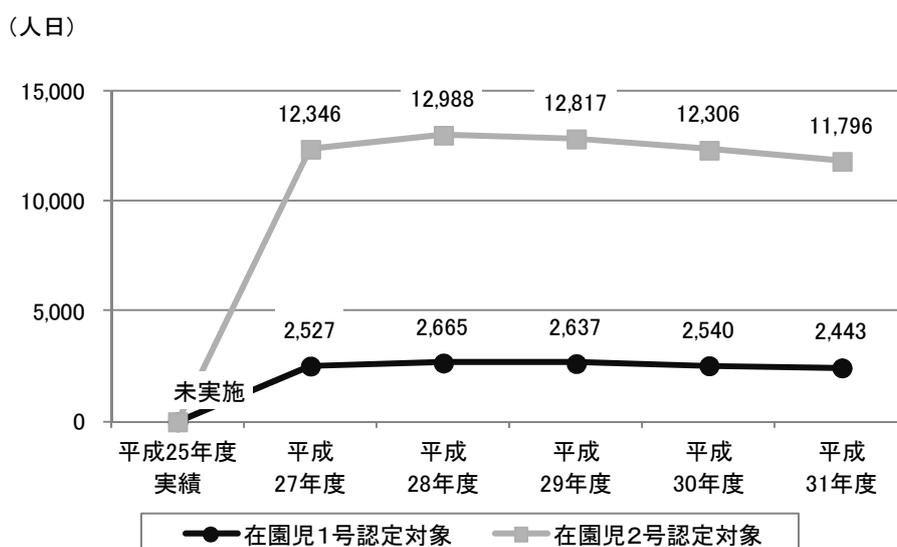
確保の方策

地域子育て支援事業については、現在、王寺町保健センターにおいて「すくすく広場」として実施しています。ニーズ調査においては、大きな需要の増加が見込まれますが、1回あたりの利用者の増加については、現在の広場の実施面積において確保が可能です。

職員についても、当面は現在の2名体制（保育士1名、保健師1名）で対応予定ですが、安全面等を考慮し、必要な場合は増員します。

5. (1) 一時預かり事業（幼稚園の在園児対象）

		単位	平成25年度 実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み 【再掲】	1号認定対象	人日	未実施	2,527	2,665	2,637	2,540	2,443
	2号認定対象	人日	未実施	12,346	12,988	12,817	12,306	11,796
確保の内容		人日	平成26年 9月より 実施	14,873	15,653	15,454	14,846	14,239
不足量		人日		0	0	0	0	0



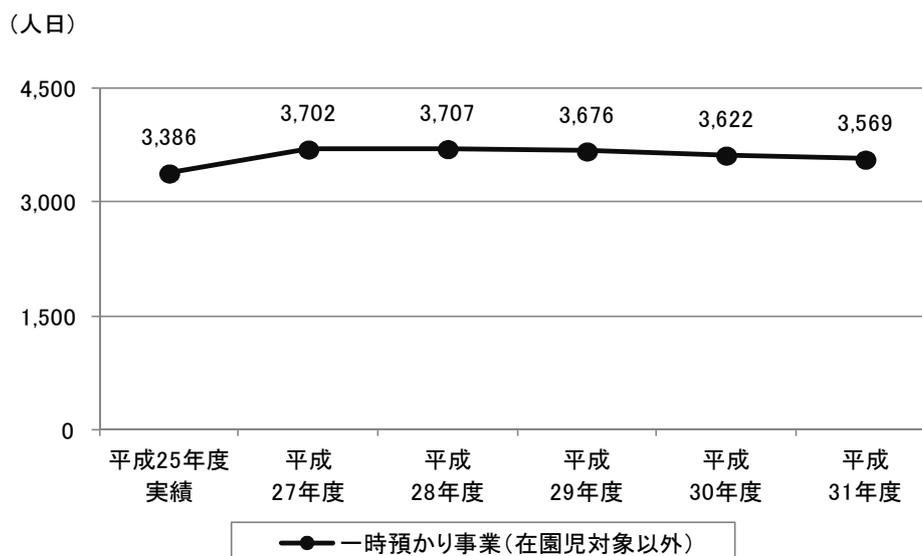
確保の方策

一時預かり事業のうち、幼稚園の在園児を対象とするものについては、町内の公立3園（王寺幼稚園・王寺北幼稚園・王寺南幼稚園）で平成26年9月より「預かり保育」として事業を開始しました。

今後も町内の幼稚園における需要については、この3園の「預かり保育」（新制度における「幼稚園型一時預かり事業」）において確保します。

5. (2) 一時預かり事業（幼稚園の在園児対象以外）

	単位	平成25年度 実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み【再掲】	人日	3,386	3,702	3,707	3,676	3,622	3,569
確保の内容	人日	/	3,702	3,707	3,676	3,622	3,569
不足量	人日		0	0	0	0	0

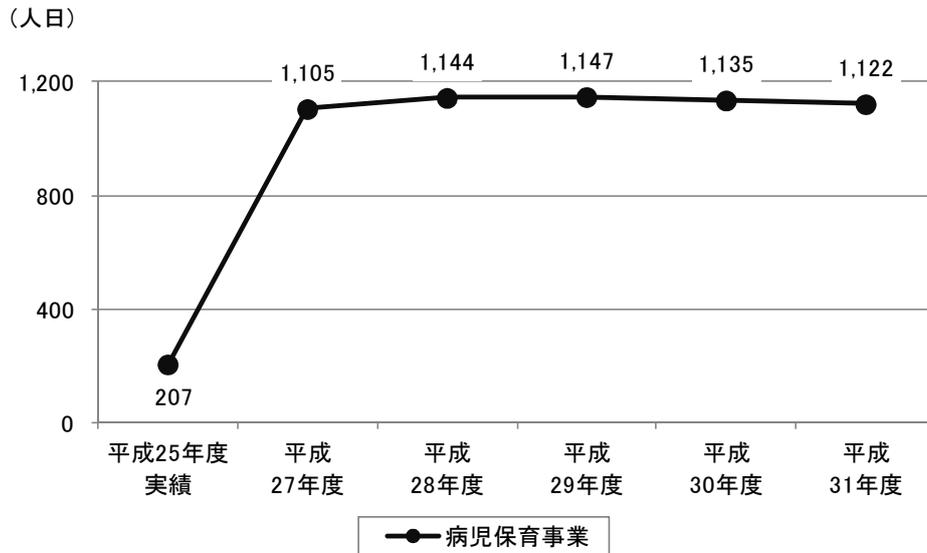


確保の方策

一時預かり事業のうち、幼稚園の在園児を対象とするもの以外については、現在、黎明保育園分園において実施しています。今後、需要の増加が見込まれますが、現状の事業において必要量を確保します。

6. 病児保育事業

	単位	平成25年度 実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み【再掲】	人日	207	1,105	1,144	1,147	1,135	1,122
確保の内容	人日	/	552	1,144	1,147	1,135	1,122
不足量	人日		553	0	0	0	0



確保の方策

病児保育事業については、現在、片岡の里保育園において体調不良児対応型病児保育事業を実施しているほか、田原本町の「こどもの森 阪手保育園」に委託し、病後児対応型病児保育事業を実施しています。

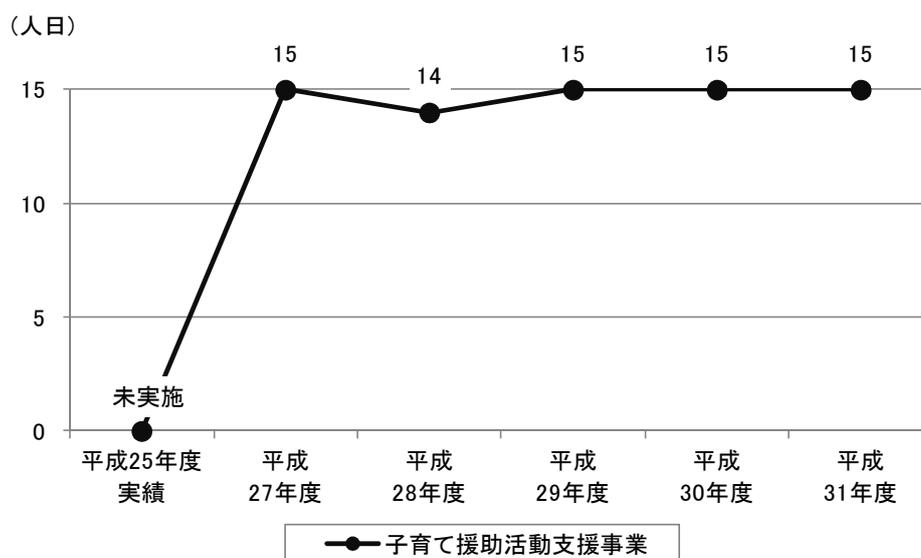
不足量に対しては、別途、町内における事業の実施に向けての調整を進めるとともに、西和7町の広域連携も含め、西和医療センターでの実施も視野に入れ、利用者の利便性向上のための社会資源の確保に努めます。

なお、当面の不足量軽減のため、平成27年度からは大和高田市の土庫病院への委託により病児保育事業を実施するとともに、生駒市の阪奈中央病院における同事業の周知を図ります。

7. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

※就学している児童対象分

	単位	平成25年度 実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み【再掲】	人日	未実施	15	14	15	15	15
確保の内容	人日	未実施	15	14	15	15	15
不足量	人日		0	0	0	0	0



確保の方策

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）については、現在、王寺町では実施していません。

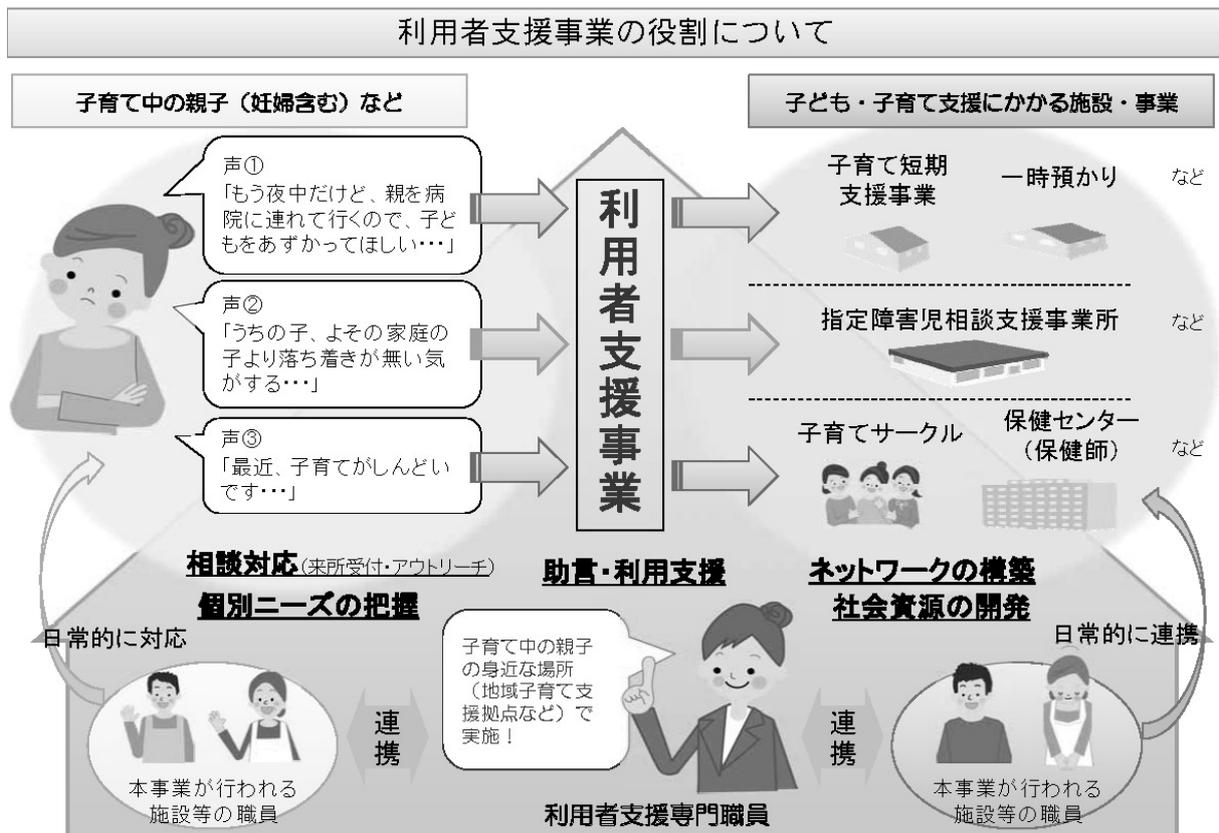
しかし、ニーズ調査においては年間15人日程度（就学している児童対象分）の需要が見込まれることから、事業実施に向け、町内や周辺地域における社会資源の活用等、調整を進めます。

8. 利用者支援事業【新規事業】

	単位	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み【再掲】	か所	-	1	1	1	1	1
確保の内容	か所		1	1	1	1	1
不足量	か所		0	0	0	0	0

確保の方策

子ども・子育て支援新制度において新規事業として位置付けられた利用者支援事業については、福祉介護課において実施し、各子ども・子育て支援事業の利用のための支援や調整を行います。



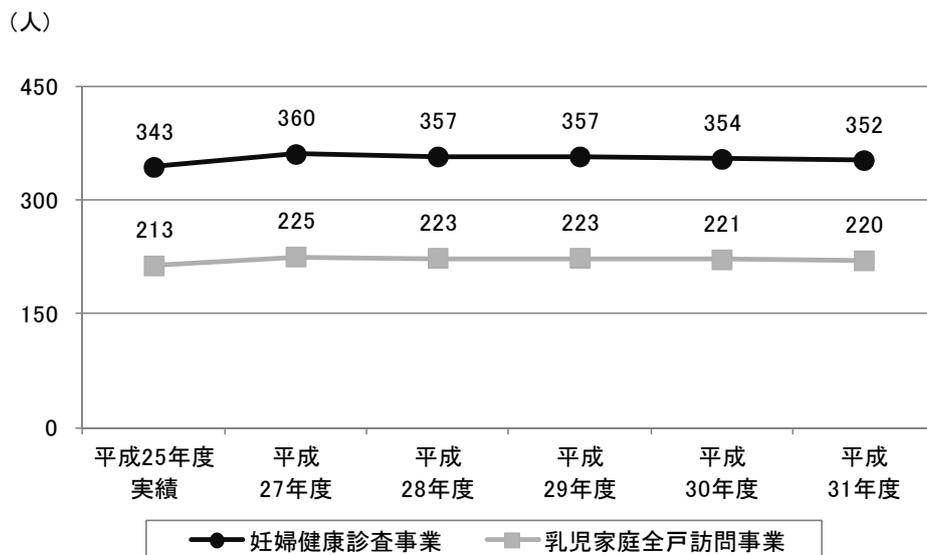
資料：内閣府

9. 妊婦健康診査事業

	単位	平成25年度 実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み【再掲】	人	343	360	357	357	354	352
確保の内容	人	/	360	357	357	354	352
不足量	人		0	0	0	0	0

10. 乳児家庭全戸訪問事業

	単位	平成25年度 実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み【再掲】	人	213	225	223	223	221	220
確保の内容	人	/	225	223	223	221	220
不足量	人		0	0	0	0	0



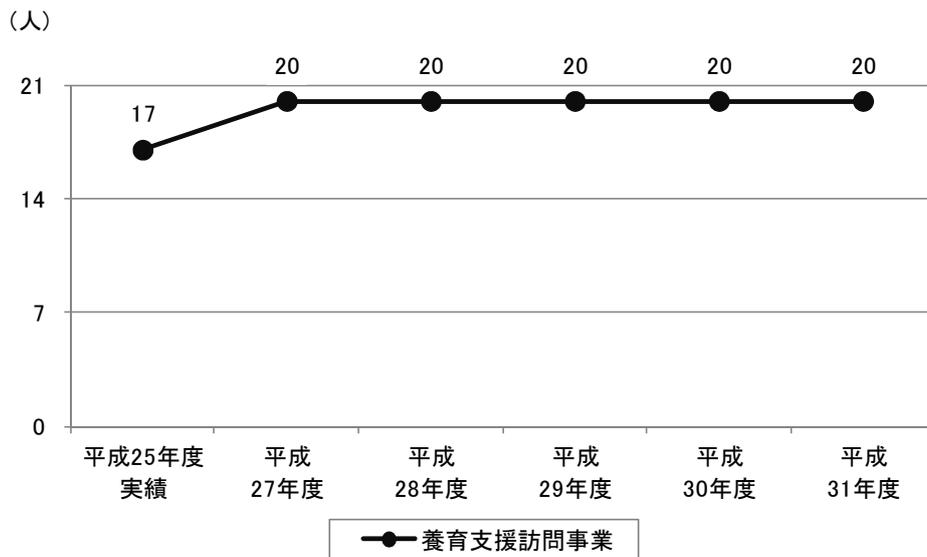
確保の方策

妊婦健康診査事業については、現在、母子保健事業として実施しています。乳児家庭全戸訪問事業は、赤ちゃん誕生おめでとう訪問事業として王寺町民生児童委員協議会で実施しています。

いずれの事業も、引き続き全対象者に実施していきます。

11.(1)養育支援訪問事業

	単位	平成25年度 実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み【再掲】	人	17	20	20	20	20	20
確保の内容	人	/	20	20	20	20	20
不足量	人		0	0	0	0	0



確保の方策

養育支援訪問事業については、現在、母子保健事業として実施しています。今後、訪問対象者の増加が見込まれますが、現在の実施体制を維持し、必要量を確保します。

④量の見込みの設定を伴わない事業の方向性

11. (2)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業の方向性

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業については、国の事業指針に基づいて事業内容等を検討し、必要が生じた際には実施できるよう調整を図ります。

12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規事業】

事業の方向性

実費徴収に係る補足給付を行う事業については、国の事業指針に基づいて助成内容等を検討し、実施に向けて調整を図ります。

13. 多様な主体の参入を促進する事業【新規事業】

事業の方向性

多様な主体の参入を促進する事業については、国の事業指針に基づいて支援方法等を検討し、必要が生じた際には実施できるよう調整を図ります。



第5章 施策の展開

1. 教育・保育と子育て支援の充実

(1) 教育・保育の提供体制の確保

子どもや保護者が望む教育・保育の環境を提供することは、子育て支援を考える上での基本となります。

平成27年度より始まる子ども・子育て支援新制度においては、就学前児童について、保護者の就労状況等に応じて新たな認定制度が設けられ、それぞれの認定区分と利用意向に沿った教育・保育環境の提供が各自治体に求められることとなりました。

王寺町においても、王寺町で生まれ育つ子どもたちが、適切で質の高い教育・保育が受けられるよう、施設や事業の整備を進めることが必要です。

施策の方向性

●教育事業の提供体制の確保

就学前教育の希望者のニーズに応えるよう、町内3つの公立幼稚園における教育事業の提供体制を確保するとともに、利用者の利便性の確保や魅力ある教育環境づくりに努めます。

●保育事業の提供体制の確保

保育を必要とするすべての就学前児童が適切な保育を受けられるよう、町内2つの私立保育所の施設の充実と受け入れ体制の確保に努めるとともに、幼児期からの情操教育等の充実を図ります。

(2) 幼児教育・学校教育の充実

近年は、幼児期からの質の高い教育へのニーズが高まっており、王寺町の平成25年度ニーズ調査においても、平日に教育・保育事業を利用している主な理由については、66.5%が「子どもの教育や発達のため」と回答しています。

これら保護者の期待に応えられるよう、幼稚園・保育所・小学校・中学校がそれぞれの教育の役割を担いつつ、子どもの発達や成長の変化に対し、連続性・一貫性をもって接続できるようにすることが望まれます。

そのため幼児教育・学校教育の充実に関する施策の方向性については、「王寺町教育ビジョン（仮称・平成27年度策定予定）」において明確に示します。

※王寺町教育ビジョン…「教育基本法」第17条第2項に基づき、王寺町が定める、教育の振興のための施策に関する基本的な計画で、国の流れやこれまで取り組んできた状況を踏まえつつ、今後10年間の王寺町の教育に関する目標・方向性を示すとともに、学校をはじめ、家庭、地域、行政等すべての主体が連携しながら、目標（ビジョン）を共有し、その達成に向けた取組を推進するため策定するものです。

関連する事業

事業・活動名	内 容	所管
幼児教育推進事業	幼稚園生活を通して生きる力の基礎を育成	教育委員会
教育カウンセリング事業	不登校、いじめ、育児不安、虐待等の諸問題の解決（教育相談、心の教室、ふれあいフレンド）	教育委員会
学校いきいきプラン事業	小・中学校に教員資格を持つ講師を配置し、児童・生徒の学校生活、学習、集団適応等をサポート	教育委員会
幼稚園英語体験保育事業	幼児期におけるコミュニケーション能力の涵養 外国人講師を各園に派遣し英語体験保育を実施	教育委員会
小学校外国語活動事業	コミュニケーション能力の素地を養う事業 外国人講師を派遣し、英語に慣れ親しむ活動を実施	教育委員会
学校・地域 パートナーシップ事業	学校、家庭及び地域の連携による地域教育力の向上 学習支援活動、放課後子ども教室、職業体験学習等	教育委員会
地域ぐるみ児童・生徒健全 育成推進事業	地域ぐるみで児童・生徒の健全育成を推進 教育力を高める施策（児童生徒健全育成ポスターの募集、家庭教育学級等）	教育委員会
保育事業	保育所での教育・保育の充実 保育環境整備のため、町から助成を実施	福祉介護課

(3) 子ども・子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援新制度においては、保育所の延長保育事業（時間外保育事業）や一時預かり事業（幼稚園の預かり保育を含む）、放課後児童クラブ（学童保育）等、13の事業が「地域子ども・子育て支援事業」と位置付けられました。

この中で、特に一時預かり事業や放課後児童クラブ（学童保育）といった事業については、児童の通常時間の教育・保育を補完するものであり、家庭の就労形態や世帯環境の変化による様々な保育ニーズに対応し、保護者の不安や負担を軽減できるよう、各事業の提供体制の確保と提供内容の充実が求められています。

これらの事業を中心に、王寺町においては、子どもを生み育てやすいまちづくりに向けて、住民のニーズに沿った子ども・子育て支援事業を推進する必要があります。

施策の方向性

●多様な保育ニーズへの対応

子育て家庭の多様なニーズに応えるよう、一時預かり事業や放課後児童クラブ（学童保育）、病児保育事業をはじめとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保と提供内容の充実を図ります。（各事業ごとの計画については、第4章参照）

●放課後児童対策の充実

就学している児童の放課後対策として、国が進める放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体提供による「放課後子ども総合プラン」の実施に向けての取組を推進し、放課後児童対策の充実を図ります。

●ひとり親家庭への支援の充実

不安や負担感が大きくなりがちなひとり親家庭について、中和福祉事務所の母子自立支援員による相談業務や、ひとり親家庭等医療費助成制度等の周知と利用促進を図り、負担の軽減に努めます。

(4) 情報提供の充実

子育てについての様々な制度が整備され、サービスや事業が充実する一方で、それらを有効に活用するためには、必要としている人に的確に情報を伝えることが重要となっています。

近年はインターネット等、情報を入手する手段は増加しているものの、情報の氾濫や情報の正確さへの不安を指摘する声も多いことから、情報を必要としている人に適切な情報をわかりやすく正確に伝えることが求められています。

施策の方向性

●情報提供の充実

子どもや子育てについて、必要な情報が正しく伝わるよう、情報の正確性や公平性を確保するとともに、様々な媒体や機会を通じた情報提供の充実に図ります。

●子育て講演会の実施

幼稚園での子育て講演会を継続して実施し、子育てについての知識や情報の提供に努めます。

関連する事業

事業・活動名	内 容	所管
赤ちゃん誕生おめでとう訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を民生委員・主任児童委員が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	福祉介護課 国保健康推進課
王寺町十二月	親子で参加できるイベントや遊び場を紹介するなど、子育て・親育ちに役立つ情報を発信	国保健康推進課
子育てホームページ作るう会	子育て情報に関するホームページを作成し、妊娠中の人やこれから子育てをされる人に情報を提供	国保健康推進課
子育て講演会	子育てについての知識や情報等を提供	教育委員会

(5) 経済的支援の推進

王寺町の平成25年ニーズ調査では、期待する子育て支援策について、就学前児童・小学生ともに「育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充等の子育て世帯への経済的援助を拡充してほしい」との回答が最も多く、いずれも55%を超えています。

子育て家庭への経済的支援は、国や県の制度によるもののほか、保育所に通う在園第2子目の0歳から2歳児の保育料減免等、王寺町独自の支援も実施しており、これらの制度の周知と利用の促進を図り、保護者の経済的な負担感の軽減と子どもを持つことへの不安の解消を進めることが必要です。

施策の方向性

●経済的支援の推進

子育てを支援する国や県の制度に基づく事業や町独自の事業について、その周知に努め、利用の推進を図り、保護者の経済的負担の軽減を進めます。

関連する事業

事業・活動名	内 容	所管
児童手当	中学3年生までの児童の養育者に支給	福祉介護課
児童扶養手当	ひとり親家庭や父母に重度の障害のある家庭等に支給	福祉介護課
特別児童扶養手当	心身に一定以上の障害のある20歳未満の児童の養育者に支給	福祉介護課
障害児福祉手当	20歳未満の在宅重度障害児で常時介護を要する人に支給	福祉介護課
保育料減免	保育所に通う在園第2子目の0歳から2歳児の保育料を減免	福祉介護課
子ども医療費助成	乳幼児、就学している児童の通院、入院を対象として助成	国保健康推進課
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の児童及び保護者の医療費を助成	国保健康推進課
心身障害者医療費助成	身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2所持者の医療費を助成	国保健康推進課
精神障害者医療費助成	精神障害者福祉手帳1級・2級所持者、自立支援医療（精神通院）受給者の医療費を助成	国保健康推進課 福祉介護課

2. 子どもと親の健やかな成長の促進

(1) 母と子の健康の確保

健康の確保は人としての営みの基本であり、子どもも保護者も健やかに日々を送ることのできる環境づくりは、子育て支援の基礎となるものです。

子どもの健康管理はもちろん、妊娠期から出産にかけての母体の健康を維持し、安心して子どもを生み、育てることができるよう、切れ目ない支援を提供することが求められます。

施策の方向性

●母子の健康維持の推進

母子の健康維持と健康管理のため、乳幼児健診の受診率の向上及び未受診児の把握の徹底に努めるとともに、健診の場をいかして子どもの発達確認や障害の早期発見、育児不安の解消、虐待予防等に努めます。予防接種については、今後も乳幼児健診時に接種を勧奨します。子宮頸がん検診については、受診率向上のため、広報の活用や保健センターで実施している事業の際に受診の啓発を行い、若い世代を中心に新規受診者を増やすとともに、定期的な受診を呼びかけます。

●健康的な生活習慣の確立

乳幼児期から生涯にわたる健康的な生活習慣の確立のため、規則正しい生活等について学習機会の提供を推進するとともに、2歳児歯科健診や歯みがき教室を継続して実施します。また、日ごろからの健康管理のため、身近な「かかりつけ医」を持つことを推奨します。

●安心して妊娠～出産ができる体制の強化

安心して妊娠～出産ができるよう、妊娠届出書等により、すべての妊婦の状況を把握し、状況に応じた相談やハイリスク妊婦を中心とした個別フォローに努めます。また、妊婦の健康は胎児の健康に直接つながるものであり、喫煙や飲酒等の問題に対する啓発活動を強化するとともに、地域の中で楽しんで子育てができるように、妊娠中からの友だちづくりを支援します。

●救急時の家庭での処置の周知

子どもの事故防止や不慮の事故・突発的な病気等に対する家庭での処置について、情報提供と知識の普及に努め、事故ゼロを目指します。

●医療機関との連携と周知

各医療機関、三師会（王寺町の医師、薬剤師、王寺町と上牧町の歯科医師で構成する会）との連携により、小児医療の充実を図ります。また県内の救急告示病院や、三室休日応急診療所、橿原市休日夜間応急診療所といった休日夜間応急診療所の周知に努めます。

●医療費助成の促進

適用範囲をこれまでの入院のみから通院にまで拡大した小・中学生への医療費助成について周知し、安心して必要な医療が受けられるよう努めます。

●家庭の育児力の育成

赤ちゃん誕生おめでとう訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）や乳幼児健診、療育教室等を通じて親自身を支え、育児に不安を持つ親の減少を目指します。また「パパママクラス」や妊産婦・新生児訪問を継続して実施し、利用者の増加を目指すほか、親自身の不安を除き、育児力を高める支援を推進します。

●不妊対策の推進

不妊に関する不安や悩みを解消するため、奈良県不妊専門相談センターの紹介や情報提供を行うとともに、不妊治療に対する正しい理解を広めていくため、広報紙等を通じた啓発活動に努めます。また、奈良県の特定不妊治療費助成事業の周知を進めます。

関連する事業

事業・活動名	内 容	所管
妊娠判定受診券の交付	非課税世帯に対し、妊娠判定に係る費用を一部助成	国保健康推進課
母子健康手帳の交付	妊娠届により、手帳を交付	国保健康推進課
妊婦健康診査	妊娠期間中14回分を補助	国保健康推進課
妊産婦・新生児訪問	助産師が訪問し、妊娠・出産・育児等についての相談に対応	国保健康推進課
パパママクラス	妊婦・夫とその家族を対象に、栄養・歯科・妊娠経過の話や沐浴・妊婦体験等を実施	国保健康推進課
乳幼児予防接種	不活化ポリオ、BCG、麻しん風しん混合（MR）、4種混合、3種混合、2種混合、日本脳炎、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、水痘	国保健康推進課
乳幼児健康診査	4か月児健診、10か月児健診、1歳6か月児健診、3歳6か月児健診、2歳児歯科健診	国保健康推進課
子育て教室	ふれあいのつどい（0歳児）、ミッキークラス（1歳児）	国保健康推進課
歯みがき教室	保育所・幼稚園・小学校で、歯磨き指導・虫歯予防についての紙芝居を実施	国保健康推進課
Get元気21 生き生き歯ッピークラブ	紙芝居・漫才・クイズ・歌等で歯の健康づくりについて楽しく伝える活動	国保健康推進課
子ども医療費助成 （再掲）	乳幼児、就学している児童の通院、入院を対象として助成	国保健康推進課
ひとり親家庭等医療費助成 （再掲）	ひとり親家庭の児童及び保護者の医療費を助成	国保健康推進課
心身障害者医療費助成 （再掲）	身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2所持者の医療費を助成	国保健康推進課
精神障害者医療費助成 （再掲）	精神障害者福祉手帳1級・2級所持者、自立支援医療（精神通院）受給者の医療費を助成	国保健康推進課 福祉介護課

(2) 「食育」の推進

近年は、朝食欠食等の食習慣の乱れや思春期やせに見られるような食事のとり方による健康問題が子どもたちに生じていると指摘されています。

「食育基本法」の成立後、王寺町では平成20年、県内でもいち早く「王寺町食育推進計画」を策定し、「学ぼう食の大切さ ～健康な心とからだでみんなが笑顔の食卓～」を基本理念として食育の推進に取り組んできましたが、食生活を通じた子どもや家族の健康確保のため、引き続き、その啓発を進める必要があります。

施策の方向性

●妊娠期からの食育の推進

生まれてくる子どもの健康を確保するため、妊婦への栄養相談や「パパママクラス」等において食事についての指導を徹底し、妊娠期からの食育を推進します。

●発達段階に応じた食育の推進

王寺町食育推進計画に基づき、食事に関心を持ち、正しい食生活を推進するための指導やイベント等の機会を設けるほか、小・中学校と連携し、児童・生徒全員が食育について学習できる体制づくりを進めます。また、「郷土料理の普及啓発」等の食育推進に関する活動を継続するとともに、関係者・関係機関の連携を図るため、食育計画推進会議を定期的を開催します。

関連する事業

事業・活動名	内 容	所管
学校給食	食育を推進するため、食に関する指導を実施	教育委員会
離乳食教室	乳児の保護者を対象に、離乳食についての話や調理実習、試食等を実施	国保健康推進課
パパママクラス (再掲)	妊婦・夫とその家族を対象に、栄養・歯科・妊娠経過の話や沐浴・妊婦体験等を実施	国保健康推進課
Get元気21 元気食クラブ	栄養バランスのとれた料理作りを普及 食の乱れを正し、健康に良い献立作りを普及	国保健康推進課

(3) 子どもの心と体の健全育成

思春期の子どもは心も体も大きく成長し、新たな関心や興味とともに、様々な不安や悩みを抱える時期を迎えます。この頃には親との関係性も変化することから、第三者が協力して子どもが心身ともに健全に成長するよう、見守り導く必要も出てきます。また、子ども自身が自ら相談できる環境づくりも大切であり、そのような機会や窓口を設け、周知することが必要です。

施策の方向性

●性に関する学習機会の充実

保護者や関係機関と連携し、児童・生徒が性や性感染症等について学習する機会を設けるとともに、出産や育児の大切さを伝え、思春期の子どもたちの心身の健全な育成を促進します。

●飲酒・喫煙・薬物使用等への対策

低年齢化する飲酒・喫煙・薬物使用等の問題に対処するため、学校や保健センターにおいて、これらによる健康被害や危険性についての教育・指導を徹底します。

●子どもが相談しやすい環境の充実

小学校における「ふれあいフレンド」や中学校の「心の教室」等、子どもたちが気軽に相談できる仕組みにより、不安や悩みを持つ児童・生徒の心の問題の早期解決を図っており、今後も継続実施していきます。また、県のスクールカウンセラーの配置を継続して要望するなど、子どもが抱える様々な不安や悩みを把握し、悩みを解決するための体制づくりに努めます。

●子どもを生み育てる大切さを伝える教育の推進

豊かな水と緑に囲まれた環境のもと、健康な心と体、豊かな感性や生命の不思議さ、命の大切さ等を盛り込んだ教育を行います。

関連する事業

事業・活動名	内容	所管
教育カウンセリング事業 (再掲)	不登校、いじめ、育児不安、虐待等の諸問題の解決 (教育相談、心の教室、ふれあいフレンド)	教育委員会

(4) 障害の早期発見と支援の充実

近年、自閉症やアスペルガー症候群といった発達に障害のある児童の割合が増加していると言われております。

これらの児童には、特別な支援を必要とする場合も多いため、早期発見・早期対応に努めるとともに、支援の必要な子どもには、「王寺町障害福祉計画」に基づき、関係機関が連携し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供できるよう努めることが求められています。

施策の方向性

●障害の早期発見の推進

健診や教育・保育の現場において、一人ひとりの子どもの発達状況を確認し、障害の早期発見に努めます。

●一人ひとりに応じた教育・保育の推進

障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じて、よりきめ細やかな教育・保育を推進するとともに、特別支援を必要とする子どもについて適切な教員の配置を行います。

●教育・保育環境における合理的配慮の推進

国連の「障害者権利条約」や、「障害者差別解消法」（平成28年4月施行）に定める合理的配慮の理念の周知を図るとともに、教育・保育環境における合理的配慮の啓発と推進に努めます。

●障害のある子どもやその家庭への支援の充実

「王寺町障害福祉計画」に基づき、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援等の障害福祉サービスの充実と利用の推進を図ります。また、障害児福祉手当等の手当や助成制度の普及に努め、経済的支援を促進します。

関連する事業

事業・活動名	内 容	所管
地域生活支援事業	移動支援、日中一時支援、日常生活用具給付等	福祉介護課
障害者自立支援給付事業	障害のある子どもが生活上必要となる介護給付費、補装具費等の給付	福祉介護課
障害児通所支援事業	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援等	福祉介護課
心身障害者医療費助成 (再掲)	身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2所持者の医療費を助成	国保健康 推進課
精神障害者医療費助成 (再掲)	精神障害者福祉手帳1級・2級所持者、自立支援医療(精神通院)受給者の医療費を助成	国保健康 推進課 福祉介護課
障害児福祉手当 (再掲)	20歳未満の在宅重度障害児で常時介護を要する人に支給	福祉介護課
特別児童扶養手当 (再掲)	心身に一定以上の障害のある児童の養育者に支給	福祉介護課

(5) すべての子どもの見守りの推進

奈良県こども家庭課の報告によると、平成25年度に県内市町村が対応した児童虐待相談件数は1,953件で、平成24年度の1,717件より236件（13.7%）増加しています。虐待の種類別では「ネグレクト（育児放棄）」が699件、「心理的虐待」が693件で、「心理的虐待」は平成24年度より148件（27.2%）増加しています。

このような虐待については、子どもの将来にも影響を残す可能性が高く、地域や関連機関が協力して、早期に発見し対応する必要があります。

施策の方向性

●虐待の早期発見の推進

教育・保育現場での一人ひとりの子どもの見守りの推進と、保健センターで実施している乳幼児健診未受診者の把握と訪問等によるフォローや相談窓口の周知により、虐待の早期発見に努めます。

●子どもを守る地域ネットワーク機能の強化

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能と連携を強化し、虐待の発生予防・早期発見・早期対応の充実に努めます。また、見守りが必要となるケースに対しては、民生児童委員をはじめ、行政と地域全体で支える体制を強化するとともに、カウンセリングの中で出てきた問題については、関係機関と連携して早期対応につなげます。

●思春期の子どもの見守りの推進

家庭や地域との連携により、思春期を迎え様々な心の問題に直面する子どもの見守りに努め、保護者、学校、こども家庭相談センター、民生児童委員等が連絡を取り合い、不登校やいじめ、非行、ひきこもり等の対策とケアを推進します。

関連する事業

事業・活動名	内容	所管
教育カウンセリング事業（再掲）	不登校、いじめ、育児不安、虐待等の諸問題の解決（教育相談、心の教室、ふれあいフレンド）	教育委員会
要保護児童対策地域協議会	虐待防止ネットワーク会議、ケース会議	福祉介護課

3. 安全・安心な環境づくり

(1) 安全で安心できるまちづくりの推進

安全で安心できる環境は、子どもや保護者はもちろん、すべての住民の願いです。

安全な交通環境の整備や、公共施設・空間のバリアフリー化を進めるとともに、子どもたちが安心して伸び伸びと遊べる公園の整備や環境美化の推進等、誰もが安全に安心して過ごすことができるまちづくりを目指すことが重要です。

施策の方向性

●安全な交通環境の整備

歩行者が安全に道路を利用できるよう、県との協力により、国道168号をはじめとする幹線道路の拡幅整備や歩道設置を計画的に推進します。また、通学路や交通事故多発地点における危険箇所の把握と点検を進め、ガードレールやカーブミラー等交通安全設備の整備・改良を図ります。

●ユニバーサルデザインに対応した生活道路の整備

生活道路については、住民の意見を取り入れ、歩道や交通安全施設の整備等、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに対応した、歩いて楽しい道づくりを進めます。また、危険箇所の改修等計画的な整備を進めるとともに、歩道の拡幅や段差解消等のバリアフリー化を進めます。

●交通安全教育の推進

ドライバーに対する交通マナーの向上を促し、安全運転の啓発を進めるとともに、関係団体等と連携し、子どもへの交通安全教育を推進します。

●公共施設等のバリアフリー化の推進

未整備の公共施設等においては、引き続きバリアフリー化を進め、子どもや子育て家庭にもやさしい環境づくりのための整備・改修を推進します。

●安心して遊ぶことができる公園の整備

子どもたちが安心して伸び伸びと遊ぶことができるとともに、住民の身近な憩いとやすらぎの空間として、様々な交流が図られるよう、公園の計画的な点検・整備及び景観にも配慮した環境づくりを進めます。

●自然を大切にすまちづくりの推進

住民と行政がともに環境への負荷の少ないまちづくりを推進し、美しく豊かな自然を守り育てていくための美化活動を継続することにより、子どもたちが豊かな心を育むことができるよう、水や緑といった自然を大切にするまちづくりを推進します。

関連する事業

事業・活動名	内 容	所管
交通防犯に関する事項	子どもと高齢者の交通事故防止	建設課
町内要望工事	町内の道路・水路の整備	建設課
都市公園	遊具の簡易点検を年1回実施 計画的な草刈り・剪定の実施、自治会でのC.C.C活動	建設課 住民課
植栽計画	大和川河川敷・葛下川・駅前広場（王寺駅・畠田駅）・明神山・国道168号・烏山公園法面に、奈良県の西の玄関口にふさわしい彩りの空間づくりの整備	建設課
花いっぱい運動	花づくりを通じて「花のある町」を進める事業	住民課

(2) 子どもの権利と安全の確保

子ども・子育て支援法では、その基本指針で「子どもの最善の利益が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする」としていますが、これは「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」の理念を受け継いだものです。

子どもを主体性のある権利の保持者として、家庭や社会においてその権利が侵されることのないよう、また安全が脅かされることのないよう、関係機関や地域が連携して取り組む必要があります。

施策の方向性

●子どもの権利条約の理念の周知と啓発

人権講演や人権学習懇談会、家庭教育学級等において、子どもの権利条約の理念の周知を促進するとともに、家庭や地域社会においても「子どもが権利の主体者である」という認識が深められるよう、啓発に努めます。また、人権尊重の精神を基盤として、一人ひとりの個性を尊重し、誰もが自己実現の喜びを実感できる活力ある小・中学校、幼稚園、保育所づくりに努めます。

●小・中学校におけるいじめ等への取組の推進

いじめをはじめ、不登校や体罰等は、児童・生徒の人権に関わる深刻かつ重大な問題であるとの認識に立ち、その予防や解決のための取組を推進します。また、保護者の多様な相談に対しては、学校教育の枠にとどまらず、家庭や地域、関係機関等と連携をとりながら、いじめや不登校といった問題の防止に向け、社会が一体となって取り組むことができるよう努めます。

●地域で子どもを守る取組の推進

学校やPTA、各種団体等が協力して地域ぐるみで子どもを犯罪等の被害から守る活動を行い、防犯意識の高揚と啓発に努めるとともに、「青色防犯パトロール」を継続し、自主パトロール団体の結成等に向けての啓発を進めます。また、「老人・こども110番の家」の旗の更新と再設置を進め、通学路等における子どもの安全と安心の確保を図ります。

●子どもを取り巻く有害環境対策の推進

性や暴力に関する過激な情報等、子どもへの悪影響が懸念される有害情報に対し、関係機関やPTA等と連携し、浄化に努めます。また、多機能型携帯電話がインターネット等による有害情報への接続を容易にしていることから、子どもや保護者、教師に対し、多機能型携帯電話の使い方やフィルタリング等についての周知と啓発を促進します。

●児童・生徒への安全教育の推進

小・中学校、幼稚園、保育所、家庭での安全教育の徹底を図るとともに、関係機関との連携による防犯ベルの配布や防犯講習、毎月第3水曜日の「子どもの安全を考える日」を継続実施し、安全に対する指導を徹底します。

●教育・保育施設の安全の確保

小・中学校や幼稚園等の校舎・園舎の耐震化等、町内の教育・保育施設における緊急時の安全対策を進め、児童・生徒の安全を確保します。

関連する事業

事業・活動名	内 容	所管
地域ぐるみ児童・生徒健全育成推進事業（再掲）	地域ぐるみで児童・生徒の健全育成を推進 安全確保の施策（青色防犯パトロールの実施、駅前等町内巡回、老人こども110番の家の設置）	教育委員会
Get元気21 緑のおじさん	住民が登下校時の児童と一緒に歩く活動	国保健康推進課

(3) 相談支援体制の充実

王寺町の平成25年度ニーズ調査では、子育てをする上で気軽に相談できる人や場所について、就学前児童の保護者の4.2%、小学生の保護者の7.3%が「いない/ない」と回答しています。

少子化が進行する中、子育て経験の少ない保護者は多くの不安を抱えながら子どもに接している状況が想定されることから、身近な場所に気軽に相談できる窓口を設け、その周知を徹底することが求められます。

施策の方向性

●利用者支援事業の推進

子ども・子育て支援新制度における各種事業の周知や利用のための相談・調整を図るため、利用者支援事業の窓口を福祉介護課に設置し、各事業の円滑な利用に導きます。

●子育てについての相談体制の充実

教育相談員が幼稚園・保育所に訪問する出張相談や、月2回の「すくすく相談」、毎日の「すくすく広場」における相談を継続し、子育てについての相談体制の充実を図ります。また、子どもの発達が気になる場合には、発達相談において臨床心理士による相談を実施するなど、幅広い相談体制を確保します。

●健診等の機会をいかした相談支援の推進

健診等の機会を通じて相談の機会を設け、育児に不安を持つ保護者の減少を図るとともに、必要に応じた相談機関の情報提供を実施します。

関連する事業

事業・活動名	内 容	所管
すくすく相談	乳幼児の発育、育児、栄養についての相談に対応	国保健康推進課
すくすく広場	地域子育て支援拠点事業、親子の交流	国保健康推進課
妊産婦・新生児訪問 (再掲)	助産師が訪問し、妊娠・出産・育児等についての相談に対応	国保健康推進課
教育カウンセリング事業 (再掲)	不登校、いじめ、育児不安、虐待等の諸問題の解決 (教育相談、心の教室、ふれあいフレンド)	教育委員会

4. 地域と社会による子育て支援

(1) 子育てを支えるネットワークづくり

内閣府の平成26年度版「少子化社会対策白書」等において、近年、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭が少なくなることが指摘されています。このことを解消するため、王寺町では、子どもや子育てを見守り支えるボランティアやサークル等との連携を図り、ネットワークを構築し、地域全体で子育てを支える環境づくりが重要です。

施策の方向性

●住民による子育て支援活動の推進

「Hands-on すこやか親子21」（第3次王寺町母子保健計画）により、住民による子育て支援活動の組織の育成と活動の支援を行います。また、子どもの保護者による主体的なサークル活動等への支援や、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）活用に向けての調整を推進します。

●地域の教育力の向上

王寺町の豊かな自然や、活躍できる人材、まちづくりに係る様々な事業を活用したネットワークを構築し、地域で子どもを支える意識の啓発と体制づくりを推進します。

関連する事業

事業・活動名	内容	所管
赤ちゃん誕生おめでとう訪問事業（再掲）	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を民生委員・主任児童委員が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	福祉介護課 国保健康推進課
ふれあいネット	子どもを持つ母親の友だちづくりを支援	国保健康推進課
子育てサポート事業	「ふれあいのつどい（0歳児）」「ミッキークラス（1歳児）」「エルモクラス（2歳児）」の支援	国保健康推進課
特技ボランティア登録～派遣	特技ボランティアの登録を進め、親子サークル等の依頼に応じて派遣	国保健康推進課
寺子屋塾（雪丸サポートスクール）	地域の経験豊富な人材を活用し、放課後や夏休み等に児童・生徒一人ひとりの学力及び学習意欲の向上を図る事業	教育委員会

(2) 子どもや子育てをめぐる交流の推進

子どもは、友だちや大人との交流を通じて、様々なことを学びながら成長します。保護者は、同じ立場の仲間や地域の人々との交流を通じて、情報を交換したりすることで、安心を得ることができます。

これら交流がもたらす効果を子どもの成長や子育ての支援にいかすためにも、教育・保育施設だけでなく、地域やサークル活動等を通じ、積極的に交流の機会を設けることが望まれます。

施策の方向性

●子ども同士の交流の推進

地域でスポーツ等の活動が気軽にできる場所の設置や、公民館活動、子ども会の活動等への支援を充実し、子ども同士の交流を推進します。

また、これから親になっていく世代が、子どもや子育ての大切さを実感できるよう、園児と未就園児との交流、中学生の職業体験を通じた園児との交流等、異年齢の子どもの交流を進めます。

※園児：幼稚園や保育所を利用している乳幼児
未就園児：幼稚園や保育所を利用していない乳幼児

●子育て家庭の相互交流の促進

地域子育て支援拠点事業「すくすく広場」や子育て教室（ふれあいのつどい、ミッキークラス）の事業をさらに充実させ、子育て家庭や保護者同士の交流を促進します。

●子育て家庭の地域交流の促進

子育て家庭が孤立しないよう、「Hands-on すこやか親子21」（第3次王寺町母子保健計画）のふれあいネット事業と連携し、地域との交流のきっかけづくりを行い、地域の仲間づくりや世代間交流を促進します。

●障害のある子どもの交流の促進

障害のある子どもが、地域の中でともにいきいきと暮らし、住民も積極的に交流することができる機会の拡大に努めます。

関連する事業

事業・活動名	内 容	所管
すくすく広場 (再掲)	地域子育て支援拠点事業、親子の交流	国保健康 推進課
子育てサポート事業 (再掲)	「ふれあいのつどい(0歳児)」「ミッキークラス(1歳児)」「エルモクラス(2歳児)」の支援	国保健康 推進課
ふれあいネット (再掲)	子どもを持つ母親の友だちづくりを支援	国保健康 推進課
地域ぐるみ児童・生徒健全 育成推進事業 (再掲)	地域ぐるみで児童・生徒の健全育成を推進 社会体験学習(小・中学校生野外活動の実施等)	教育委員会
伝統文化体験事業	子ども落語教室、子ども装道きもの礼法教室、子ども 茶道教室	教育委員会
公民館生涯学習事業	出会い、ふれあい、学びあいの場としての生涯学習 環境づくり 子ども体験教室、子どもクッキング教室、科学教室等	教育委員会
図書に親しむ事業	図書館を通じ本を読む環境づくり ハローブック、ミッキークラスへの絵本指導等	教育委員会
菩提キャンプ場親子体験 活動	菩提キャンプ場を利用して、親子で参加できる体験活 動を行う事業	教育委員会
やわらぎ会館文化芸術振 興事業	文化の香り高い心豊かな地域社会の創造 音楽のあるまちづくり団体支援等	教育委員会
総合型地域倶楽部やわら ぎトラスト	キッズジュニアスクール	教育委員会
雪丸ロード	王寺町の観光資源である聖徳太子にゆかりのある達 磨寺の歴史や文化に親しめるよう、JR王寺駅から達 磨寺まで雪丸による道案内を行う事業	建設課
学校・地域 パートナーシップ事業 (再掲)	学校、家庭及び地域の連携による地域教育力の向上 学習支援活動、放課後子ども教室、職業体験学習等	教育委員会

(3) 子育てと仕事の両立支援の推進

内閣府の平成25年度の調査では、「今後、子どもを持つ場合の条件」について、「働きながら子育てができる職場環境であること」との回答が極めて高くなっています。子育てと仕事の両立支援は、近年、少子化対策としても注目されている一方で、その推進には、家族はもちろん、職場や社会の理解が不可欠であることから、育児休業制度をはじめとする各種制度の周知や、事業者に対しての積極的な啓発が必要です。

施策の方向性

●仕事と生活の調和についての意識啓発

働き方や家庭における役割分担を見直すことによって、男女ともに仕事と子育てを両立できるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についての意識啓発を推進します。

●男女共同参画の啓発

男女共同参画を促進するため、家庭や地域、職場において、育児や介護等の家族的責任についての一層の啓発活動を進めるとともに、様々な機会を通して、性差による差別をなくす働きかけや情報提供に努めます。

●育児休業制度の周知と啓発

育児休業制度について、関係機関と連携しながら、様々な機会や媒体を通して周知と啓発に努めます。

●事業主行動計画の周知と推進

次世代育成支援対策推進法に定める「一般事業主行動計画」の策定と取組実施に向けての啓発と、認定マーク（くるみんマーク）や新たに創設された認定制度（特例認定）の周知と普及を推進します。また、庁内において「王寺町特定事業主行動計画」を各課、職員に周知・啓発し、一般事業者の見本となるべく、計画の推進を図ります。

●子育て世代の就労支援の推進

子育て中の母親等の就労を支援するため、求人情報の提供や職業相談、希望条件に応じたマッチング等を行う奈良労働局との共同事業「まっち☆ジョブ王寺～ハローワーク～」の利用啓発を図ります。

5. 王寺町における各ステージごとの新規事業

		平成26～27年度 (平成27年度の事業は「新」で表示)
妊娠	新 一般不妊治療費の助成 不妊に悩む夫婦の経済的かつ精神的負担を軽減するため、一般不妊治療に要した額の1/2を年間上限5万円まで助成。(所得制限あり)	
	産前・産後	新 多胎妊婦健診費用の助成(奈良県初) 多胎妊娠の場合は医師に経過や体調等よく診てもらふ必要があり、経済的負担を軽減するため、妊婦健康診査費用補助制度の健康診査の補助券(14回分)に追加して、妊婦一人あたり2万円まで助成。
乳幼児	新 ブックスタート 子どもが本と親しむきっかけづくりのため、4か月児健診(保健センター)時に、乳児とその保護者に対して絵本を贈呈。	新 病児保育事業の拡充 保育所に通う病気中や病気の回復期で集団保育が困難な子どもを保護者が仕事等の事情で育児できないときに一時的に預けられる病児保育事業について、土庫病院(大和高田市)と阪奈中央病院(生駒市)で受けられるよう拡充。
	予防接種費用助成 子どもたちの命を守るため、平成26年度から3種の予防接種費用の助成制度を創設。 <ul style="list-style-type: none"> ・ロタウイルス予防接種(生後6週から32週までの乳児) ・おたふく風邪予防接種(1歳から小学校入学前までの幼児) ・B型肝炎予防接種(0歳から小学校入学前までの乳幼児) 	片岡の里保育園増築への補助 待機児童対策として実施される園舎増築工事に対する補助。(平成27年度前期完成予定)
	保育所 第2子保育料減免 (対象年齢を3～5歳にも拡大「新」) 保護者の経済的負担を軽減するため、保育所に通う在園第2子目以降(昨年は0～2歳)を5歳まで保育料減免の対象範囲を拡大。	黎明保育園の保育環境の充実 町土地開発公社所有用地を貸与し、平成26年度から保育面積を拡充。
	新 幼稚園 第2子保育料減免 保護者の経済的負担を軽減するため、小学3年生以下の児童のうち、第2子が幼稚園在園児の場合は第2子目以降すべての保育料を減免。	英語力強化事業 各幼稚園での英語体験教育を充実。
幼児	幼稚園の預かり保育 保護者の子育て支援のため、平成26年9月から各幼稚園において教育時間終了後から16時まで預かり保育を実施。	幼稚園の遊具を改修 幼稚園に設置されている遊具での事故を未然に防止するため、調査に基づき新設・改修。(平成26年8月に完了)
	幼稚園のガラス飛散防止(王寺北・王寺南幼稚園) 窓ガラスに飛散防止フィルムを貼付け、災害時等の窓ガラスの破片の飛散を防止。(平成26年8月完成)	幼稚園のホームページを開設 各幼稚園の特色ある取組や園行事等を発信するため、ホームページを平成26年7月に開設。
	新 幼稚園の子ども用トイレ洋式化 (王寺・王寺北幼稚園) 幼稚園において、時代の流れに対応し、子ども用トイレを洋式に改修。	王寺南幼稚園に通園バスを導入 送り迎えの利便性の向上や負担軽減のため平成26年4月から王寺南幼稚園に通園バスを導入。

小・中学生

雪丸サポートスクール（寺子屋塾）

地域の経験豊富な人材を活用し、町内の小・中学生の学力及び学習意欲の向上を図ることを目的に、平成26年9月から開設。（宿題、予習、復習や教材プリントによる学習）

学校・地域パートナーシップ事業

規範意識・社会性の向上や体力・運動能力の向上等を目的として、地域ボランティアの積極的な参画により、学習支援活動、環境整備活動、登下校の安全見守りなど学校運営を支援。

新 寺子屋塾 夏休みスクール

夏休み期間中（8月下旬）の5日間、寺子屋塾に登録している小・中学生を対象に、やわらぎ会館・泉の広場公民館・南公民館の3会場で、短期集中型のスクールを開催。

新 学校図書室の充実

魅力ある学校図書を集的に購入・整備する。専門性をもった学校司書を新たに配置し、学校図書室を充実。

校舎の非構造部材を耐震化

3小学校及び2中学校の非構造部材（天井、外・内装材、窓ガラス、家具、照明器具等）の耐震化が平成26年12月に完成。

子ども医療費の適用範囲を拡大

小学校入学から中学校卒業までの就学している児童への医療費助成について、平成25年10月より、入院に加え通院にも適用範囲を拡大。

ユニバーサルトイレを設置

災害時の避難所にも指定されているすべての学校校舎で、高齢者や障害のある人も利用しやすいユニバーサルトイレ（多目的トイレ）が平成26年12月に完成。

十津川村体験活動

十津川村での民泊を中心とした農村体験と、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」を散策する十津川村体験活動を実施。

小学生

新 学童保育環境の充実（対象年齢拡大）

各小学校で開所している学童保育が6年生まで対象（平成26年度までは1～3年生が対象）になるため、指導員の確保、保育室の増設、備品の整備等、保育環境を充実。

新 新JIS規格の机・椅子を購入

教科書や教材の大型化（A版化等）に対応させるため、小学1年生から2年生の机と椅子を面積が広い新JIS規格のものに新調。

学童保育の充実

各小学校で開所している学童保育の保育時間を平成26年度から18時まで拡充。（一部負担あり）土曜日も、月1回→毎週開所。

英語力強化事業

小学5年生からだけでなく、各小学校で、小学1年生から4年生にも英語授業を実施。平成26年度から、さらに英語学習の時間を拡充。

中学生

新 寺子屋塾 定期テスト前集中スクール

寺子屋塾に登録している中学生を対象に、年間5回の定期テスト前に2日間スクールを開催。

新 車いすダンス鑑賞会

文化庁の文化芸術による子供の育成事業を活用し、2中学校で車いすダンスの実技披露や講話を実施。

その他

新 保健センター利用者 駐車料金サービス

子育て支援や負担軽減のため、保健センター利用者の「りーべる王寺東館駐車場」の駐車料金助成サービスを開始。

新 図書館講演会

絵本作家のさいとうしのぶさんを講師に迎え、子どもたちと保護者を対象に、絵本ライブ（講演会）を開催。

子ども・子育て支援事業計画を策定

幼児期の学校教育・保育等、地域の子育ての一層の充実を図るため、ニーズ調査を基に、子ども・子育て会議において提供体制の確保や実施時期等を盛り込んだ計画を平成27年3月に策定。

新 あいさつ運動

子どもたちだけでなく、地域の方々が率先してあいさつをするあいさつ運動は、コミュニケーション増進と防犯効果が期待でき、地域、学校、事業者に協力を求めて実施。

老人・こども110番の家の旗を更新

老朽化と設置世帯の状況変化に対応するため、地域の自治会長にご協力いただきながら、老人や子どもを事件・事故から守るための目印「老人・こども110番の家」の旗を更新・再設置。

教育ビジョンを策定

将来の王寺町を担う子どもたちが、未来に向かって健やかに成長していくよう、確かな学力、豊かな心、たくましい体をバランスよく育てることを目標に教育ビジョンを策定。



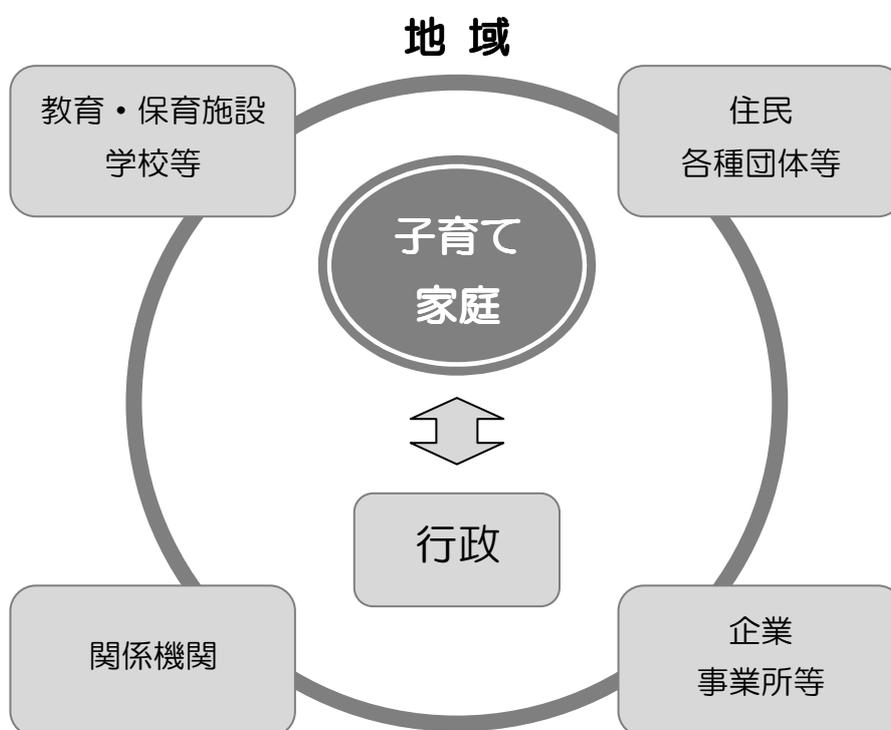
第6章 計画の推進体制

1. 庁内の推進体制

本計画の内容は、保健、福祉、教育のみならず、医療、住宅、生活環境、労働等多方面にわたっており、町全体としての総合的な取組が必要であることから、庁内関係各課との連携や調整を図り、計画を推進します。

2. 地域における推進体制

本計画を推進するにあたっては、行政のみならず、教育・保育施設や学校、住民や地域の各種団体、関係機関、企業や事業所等、社会の様々な構成メンバーがそれぞれの使命と役割のもとに連携を図りながら取り組むことが必要であり、各施策や事業についての情報提供や情報共有に努め、広く地域や社会の理解と協力を得ることにより、計画を推進します。





第7章 資料編

1. 王寺町子ども・子育て会議条例

平成25年12月20日

条例第25号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、王寺町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 児童福祉、教育等に関係する団体を代表する者
- (4) 保護者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、住民福祉部福祉介護課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に招集される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年9月王寺町条例第9号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

2. 王寺町子ども・子育て会議委員名簿

職名	選出範囲	氏名	団体構成	備考
1号委員	学識経験者	小西 藤 司	白鳳女子短期大学 こども教育専攻教授	
2号委員	子ども・子育て支援に 関する事業に従事する者	山田 均	小学校校長代表 (王寺南小学校)	
		福仲 昌代	町立幼稚園園長代表 (王寺北幼稚園)	
		水野 ゆか	私立保育園園長代表 (片岡の里保育園)	
3号委員	児童福祉、教育等に 関係する団体を代表する者	藤岡 優子	教育委員長	
		稲本 雅世	主任児童委員代表 (王寺町民生児童委員協議会)	
		藤崎 隆明	私立保育園理事長代表 (黎明保育園)	
4号委員	保護者	勝見 幸子	王寺南小学校PTA会長	平成25年度
		植村 哲史		平成26年度
		林 真実	王寺北幼稚園PTA会長	平成25年度
		小林 さおり		平成26年度
		上阪 千秋	片岡の里保育園保護者代表	
5号委員	自治連合会長	井村 知次		
	住民福祉部長	浅井 克矢		
	教育次長	吉川 亨		

※年度により交代のあった委員のみ、備考欄に該当年度を記載

3. 計画の策定経過

(1) 計画策定のためのニーズ調査の実施

実施年月日	内 容
平成25年11月14日 ～平成25年12月13日	<ul style="list-style-type: none"> ●調査地域 : 王寺町全域 ●調査対象 : 王寺町在住の就学前児童または小学生を持つ保護者から以下を抽出 <ul style="list-style-type: none"> ・就学前児童を持つ保護者900件 ・小学生を持つ保護者800件 ●有効回収率 : 就学前児童68.2%、小学生82.6%

(2) 王寺町子ども・子育て会議の開催

実施年月日	内 容
平成26年3月31日	第1回 王寺町子ども子育て会議 ・主たる議事：子ども・子育て支援制度の概要について ニーズ調査結果について
平成26年9月29日	第2回 王寺町子ども子育て会議 ・主たる議事：計画の概要とニーズ量について 計画構成案について
平成26年10月24日	第3回 王寺町子ども子育て会議 ・主たる議事：計画骨子案について 新制度に係る条例の概要について
平成26年11月28日	第4回 王寺町子ども子育て会議 ・主たる議事：計画素案について
平成27年3月5日	第5回 王寺町子ども子育て会議 ・主たる議事：計画案について

(3) その他

庁内各課に対し、次世代育成支援行動計画における各事業の検証を行いました。

4. 計画策定についての諮問書・答申書

(1) 諮問書

王福第 1673-1号
平成26年3月31日

王寺町子ども・子育て会議委員
委員長 小西 藤司 様

王寺町長 平井 康之

王寺町子ども・子育て支援事業計画について（諮問）

このことについて、標記計画を策定するに際し、子ども・子育て会議の意見を求めます。

(2) 答申書

平成27年3月5日

王寺町長 平 井 康 之 様

王寺町子ども・子育て会議
委員長 小 西 藤 司

王寺町子ども・子育て支援事業計画の策定に関する答申書

王寺町子ども・子育て会議において、平成26年3月31日付け、王福第1673-1号にて諮問された「王寺町子ども・子育て支援事業計画」について、私たち会議委員は、第1回会議からニーズ調査及びニーズ量、サービス確保の方策等を、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、児童福祉、教育等に関係する団体を代表する者、保護者、住民代表などさまざまな立場の委員から構成された15名により幅広い視点から審議を重ねてまいりました。

子ども・子育て支援事業計画にあたり、国では、平成24年に幼稚園、保育園を通じた共通の新たな給付等が盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が成立しました。3法では、新たな制度のもと、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期における教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充と質的向上、地域における子育て支援等を総合的に推進していくことが求められています。

王寺町においても少子化や世帯規模の縮小、共働き家庭の増加に伴う保育ニーズの増大等、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

これら、国の動向と地域の情勢を踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを地域や社会全体で支援することにより、子どもの利益を最大限確保しながら、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりが求められています。

今回、王寺町の将来人口、子育て世代の状況に加え、ニーズ量調査の結果、目標の事業量の見込み、確保の方策を審議し、これらの内容を踏まえ、子ども・子育て事業計画の素案を別添のとおり取りまとめましたので、これらの内容について、適切な対応が図られるよう要望し答申といたします。

「育つ喜びと育てる喜びが実感できるまち」の実現に向けた取り組みがより一層推進されるよう期待します。

1. 答申にいたる経緯について

①第1回子ども・子育て会議（平成26年3月31日開催）

- 王寺町子ども・子育て会議条例第3条に基づき、委員に委嘱状等を交付後、会議条例第5条により、私、小西が委員長となり、副委員長を藤崎委員に決定しました。
- 会議条例第6条により、私、小西が議長となり、議事を進行いたしました。
- 事務局より「子ども・子育て支援制度の概要について」、「子ども・子育てニーズ調査結果について」、「子ども・子育て支援事業計画策定スケジュールについて」等の説明がありました。

②第2回子ども・子育て会議（平成26年9月29日開催）

- 事務局より「子ども・子育て支援事業計画策定の流れについて」、「子ども・子育て支援事業計画の概要とニーズ量について」、「子ども・子育て支援事業5年間の見込み量について」についての説明後、審議いたしました。
- 事務局より「子ども・子育て支援事業の構成案」について説明後、審議いたしました。
- 事務局より今後のスケジュールについて説明がありました。

③第3回子ども・子育て会議（平成26年10月24日開催）

- 事務局より「子ども・子育て支援事業計画骨子案について」説明後、確保の方策等を審議いたしました。
- 事務局より王寺町議会平成26年第4回（12月）定例会へ提案予定の下記の3つの条例についての概要を説明後、審議いたしました。
 - ・王寺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
 - ・王寺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
 - ・王寺町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

④第4回子ども・子育て会議（平成26年11月28日開催）

- 「子ども・子育て支援事業計画素案について」説明後、内容全般について審議いたしました。

⑤第5回子ども・子育て会議（平成27年3月5日開催）

- 前回意見のあった王寺町子ども・子育て支援事業計画（素案）の修正を説明し決定しました。

2. 王寺町子ども・子育て支援事業計画の基本的な考え方

①子育て世帯の現状について

平成7年から平成22年の4回の国勢調査で減少傾向にあった王寺町の人口は、平成22年から平成25年にかけて増加に転じております。国・県ともに出生数の減少や少子化の進行が懸念される中、王寺町における出生数は平成22年以降増加傾向にあり、人口に占める15歳未満の割合も、平成22年から平成26年にかけて上昇しています。

これは、平成17年に策定された「王寺町次世代育成支援行動計画」及び平成22年に策定した同後期計画に基づき子育て環境の整備が一定の評価を得ていると考えられます。また同時に、近年のマンション建設や住宅地の開発等により、若い世代の転入が増加したことによる影響も大きく、今後も引き続きこの傾向を維持していくためには、結婚、妊娠、出産、子育てのそれぞれのステージにおける切れ目のない支援の一層の充実が求められていると考えます。

②計画の目指す方向性について

総人口や子どもの数が増加する一方で、核家族化や地域外からの流入の進む王寺町では、地域や近隣とのつながりが希薄な子育て家庭の増加も懸念され、ニーズ調査においても「日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無」について、就学前児童の保護者の8.3%、小学校の保護者の8.6%が「（祖父母等の親族、友人や知人など）いずれもない」と回答しています。

また、子育てや子育て関連事業・環境への満足度についての設問では、「小児医療体制（休日・夜間）に満足していますか」「子どもがいても安心して働けると感じていますか」との問いで、就学前児童・小学生のいずれの保護者も「いいえ」の回答が「はい」の回答を上回っており、子育て支援への希望についての設問では「子育て世帯への経済的援助を拡充してほしい」との問いで、就学前児童、小学生の保護者ともに「はい」の回答が55%を超えています。

これらのことを踏まえ、王寺町において、保育を必要とする就学前児童の増加や保育ニーズの多様化への対応を進め、子育て家庭における不安や負担感を軽減し、保護者が安心して子育てに取り組むための環境づくりや支援が必要なことがわかります。

地域子ども・子育て支援事業については、すでに実施済の事業は継続実施していただき、特に病児保育事業については、町内や周辺地域の西和医療センターでの実施も視野に入れ、さらなる確保に努めていただきたいと思います。

また、子育て世帯への経済的援助を希望する保護者も多いことから、保育料軽減等のさらなる支援を求めます。

3. 総評・意見

平成27年度より施行される子ども・子育て新制度による王寺町子ども・子育て支援事業計画が、王寺町の子どもたちや保護者にとって、住みやすく、育てやすいまちとして発展していくために、より一層の子育て支援の充実を願うものです。

本会議といたしまして、王寺町において十分な議論を行い、より実効性の高い「王寺町子ども・子育て支援事業計画」の実施を希望するものです。また、以下の点について、意見を添えて答申といたします。

◎子育て支援事業計画全般について

- (1) 王寺町子ども・子育て支援事業計画の各事業の取り組みについては計画どおりに、着実に進めていっていただきたい。
- (2) 毎年度、計画の進捗状況について確認し、見直しが必要と思われるものについては、精査を行っていただきたい。
- (3) 教育・保育施設等の整備や子育て事業など、王寺町の子育て支援の量の確保と質の充実に努めていただきたい。

◎王寺町における具体的な方策について

- (1) 病児保育事業について、町内における実施や西和7町の広域連携も含めた、西和医療センターでの実施も視野に入れ実現に向け進めていっていただきたい。
- (2) 平成26年度実施の保育所保育料の第2子への経済的支援も含め、さらなる子育て世帯への経済的負担を軽減する対策を行い、子育てしやすい環境を整えていただきたい。
- (3) 学童保育について、新制度で4年から6年生も対象となったことに伴い、雪丸サポートスクール事業（寺子屋塾）との連携を進め、より充実したものにしていきたい。

以上

5. 用語集

合計特殊出生率

その年次の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生む子どもの数とされています。わが国の合計特殊出生率は第1次ベビーブーム期には4.3を超えていましたが、昭和25年以降急激に低下し、平成17年には過去最低の1.26まで落ち込みました。

合理的配慮

合理的配慮の定義は、わが国が平成26年1月に批准した国連の障害者権利条約第2条では「障害者が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」とされており、平成28年4月に施行される障害者差別解消法では、「不当な差別的取扱い」とともに、この「合理的配慮の不提供」が禁止されます。

子ども・子育て関連3法

幼児期の学校教育・保育、地域の

子ども子育て支援を総合的に推進することを目的に、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法を指し、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等の地域型保育事業への給付（「地域型保育給付」）の創設、認定こども園制度の改善、地域の実情に応じた子ども・子育て支援等について定めています。

子ども・子育て新制度

子ども・子育て支援法をはじめとする子ども子育て関連3法に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の拡充や質の向上を進めていくための制度で、平成27年4月から実施されます。

子ども・子育てビジョン

子どもと子育てを応援する社会の実現を目指し、「社会全体で子育てを支える」こと、「『希望』がかなえられる」ことを基本的な考え方として、「子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ」「妊

娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ」「多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ」「男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ（ワーク・ライフ・バランスの実現）」という政策の4本柱と12の主要施策、数値目標等を定め、平成22年1月に閣議決定されました。

次世代育成支援対策推進法

わが国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図るため、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずるため、平成17年度に施行されました。平成26年度までの10年間の時限立法でしたが、平成26年4月に改正され、平成36年度まで延長されるとともに、育児休業の認定基準の見直しや新たな認定制度の創設等が定められました。

男女共同参画社会

男性も女性も意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会を指し、平成11年に成立した男女共同参画社会基本法第2条では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野にお

ける活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義しています。

地域型保育事業

子ども・子育て新制度では、施設型給付の対象となる認定こども園、幼稚園、保育所のほか、保育について多様な施設や事業の中から利用者が選択できるよう「家庭的保育事業」「小規模保育事業」「事業所内保育事業」「居宅訪問型保育事業」の4つを地域型保育事業（市町村による認可事業）として児童福祉法に位置付け、地域型保育給付の対象としました。

●家庭的保育事業

家庭的な雰囲気の下で少人数を対象にきめ細かな保育を実施（定員：5人以下）

●小規模保育事業

比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施（定員：6人～19人）

●事業所内保育事業

企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施

●居宅訪問型保育事業

住み慣れた居宅において1対1を基本とするきめ細かな保育を実施

地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法では、教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする以下の13事業を「地域子ども・子育て支援事業」として、市町村が地域の実情に応じて実施するよう定められています。また、このうちの11事業については、市町村子ども・子育て支援事業計画において、量の見込みと確保の方策を示すこととなっています。（本計画、第4章）

●利用者支援事業【新規】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

●地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

●妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

●乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関

する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

●養育支援訪問事業と子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

・養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業

●子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））

●ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

●一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

●延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

●病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業

●放課後児童クラブ

（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

●実費徴収に係る補足給付を行う事業

【新規】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

●多様な主体の参入を促進する事業

【新規】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

認定区分

子ども・子育て支援法では、小学校就学前の子どもについて以下の3つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて、施設型給付や地域型保育給付の対象となる利用先が決まります。

●1号認定子ども

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの

●2号認定子ども

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

●3号認定子ども

満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めることとしており、国は平成31年度末までに放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備することなどを目標に定めています。

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和を意味します。平成19年に策定された「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」においては、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」をワーク・ライフ・バランスが実現した社会の姿と定義しており、「就労による経済的自立が可能な社会」「健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」「多様な働き方・生き方が選択できる社会」の3つをその具体的な姿としています。

王寺町 子ども・子育て支援事業計画

発行年月 平成27年3月

発 行 奈良県王寺町

編 集 王寺町住民福祉部福祉介護課

〒636-8511 奈良県北葛城郡王寺町王寺2丁目1番23号

電話 0745-73-2001（代） FAX0745-73-6311

E-mail ojikaigo@lint.ne.jp

